第八條　日本醫師會ハ政府ノ支拂フ一部ヲ本契約ノ定ム ル義務ヲ履行スル爲必要ナル事務ノ費用ニ充テムトスルトキハ其ノ額ヲ定メ計算ノ基礎ヲ明ニシ豫メ政府ノ承認ヲ受クルモノトス

第九條　日本醫師會ハ診療擔當者ニ對スル報酬額ノ分配方法ヲ定メ豫メ政府ノ承認ヲ受クルモノトス

第十條　日本醫師會ハ政府ヨリ受ケタル報酬ヲ診療ノ引請ヲ履行スル爲ニ要スル經費以外ニ使用スルコトヲ得サルモノトス

第十一條　日本醫師會ハ政府ヨリ受ケタル報酬ニ關スル會計ヲ一般會計ト區別シ整理スルモノトス

第十二條　日本醫師會ハ前條ノ會計ニ關スル豫算書及決算書ヲ社會局ニ提出スルモノトス

第十三條　日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ本契約ニ從ヒ診療ニ從事セシメ第十四條乃至第二十六條ニ定ムル事項ヲ遵守セシムルモノトス

第十四條　診療擔當者ハ健康保險法令ノ規定ニ從ヒ診療ニ從事スルモノトス

第十五條　診療擔當者ハ一回ノ費用二十圓ヲ超ユル處置、手術其ノ他ノ治療ヲ爲サムトスルトキハ健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十六條　診療擔當者診療上被保險者ヲ病院ニ收容シ若ハ之ヲ移送シ又ハ被保險者ニ看護婦ヲ附スル ノ必要アリト認ムルトキハ健康保險署長ノ承認ヲ受ケ其ノ取計ヒヲ爲スモノトス

診療擔當者ハ前項ノ移送又ハ看護ニ要シタル費用ニ付其ノ支拂ヲ受クヘキ者ニ對シ其ノ證明ヲ爲スモノトス

第十七條　診療擔當者被保險者ヨリ診療ヲ求メラレタルトキハ被保險者證又ハ療養證明書ヲ提出セシメ診療ヲ受クルノ資格アルコトヲ確メタル後診療ヲ爲ヌモノトス

診療ヲ受クルノ資格アルコト明カナル被保險者ニシテ已ムヲ得サル事由ニ因リ被保險者證又ハ診療證明書ノ提出ヲ爲ス能ハサル者ニ付テハ診療擔當者診療ヲ爲シ其ノ事由止ミタル後遲滯ナク被保險者證又ハ療養證明書ヲ提出セシムルモノトス

第十八條　診療擔當者被保險者ノ診療ヲ爲スニ當リ健康保險法施行規則第四十五條第四項ノ事業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノト認メタルトキハ意見ヲ附シ其ノ旨ヲ直ニ健康保險署長ニ通知スルモノトス

第十九條　診療擔當者健康保險法第四十七條第三項ノ規定ニ依リ診療ヲ受クルノ資格アル被保險者ヨリ診療ヲ求メラレタルトキハ其ノ資格アシコトヲ證スルニ足ル健康保險署長ノ書面ノ提示ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス

第二十條　診療擔當者健康保險法施行規則第四十七條第一項及第五十一條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ヲ交付スルモノトス

第二十一條　診療擔當者被保險者ヨリ保險給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル證明書又ハ意見書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ヲ交付スルモノトス

前項ノ證明書及意見書ニ關スル料金ハ被保險者ニ對シ之ヲ請求セサルモノトス

第二十二條　診療擔當者左ノ場合ニ於テハ遲滯ナク之ヲ健康保險署長ニ通知スルモノトス

一　事故カ被保險者ノ鬪爭又ハ泥醉ニ因リ生シタルモノナルトキ

二　被保險者正當ノ理由ナクシテ診療ニ關スル指揮ニ從ハサルトキ

三　被保險者詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ因リ診療ヲ受ケ又ハ受ケムトシタルトキ

第二十三條　診療擔當者ハ一定ノ樣式ニ依リ每月診療報告書ヲ調製シ翌月十日迄ニ健康保險署長ニ報告スルモノトス

第二十四條　診療擔當者ハ診療所ニ一定ノ樣式ニ依ル表札ヲ揭クルモノトス

第二十五條　診療擔當者ハ診療所ヨリ片道半里以内ノ往診ノ場合ハ被保險者ニ車馬賃ヲ請求セサルモノトス

第二十六條　診療擔當者ハ診療所ヨリ四里以内ノ里程ニ在ル被保險者ヨリノ往診ノ請求ニ應スルモノトス

所轄健康保險署ト日本醫師會ト協議シ別段ノ定ヲ爲シタル場合ニ於テハ前項ノ里程ヲ超エ被保險者ヨリノ往診ノ請求ニ應スルモノトス

第二十七條　日本醫師會ハ診療擔當者ヲ定メタルトキハ遲滯ナク一定ノ樣式ニ依ル屆書ヲ診療擔當者ノ診療所所在地ヲ管轄スル健康保險署ノ署長ニ提出スルモノトス

前項ノ屆書ニ記載スヘキ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ都度遲滯ナク之ヲ屆出ツルモノトス

第二十八條　日本醫師會ハ診療擔當者ヲ常ニ監督シ其ノ義務ヲ怠リタル者ニ對シテハ戒告ヲ與ヘ又ハ之ヲ除名スルモノトス

第二十九條　本契約中第二十三條、第二十四條及第二十七條ノ樣式ハ政府ト日本醫師會ト協議シテ之ヲ定ムルモノトス

第三十條　日本醫師會ハ本契約ニ依ル診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス

第三十一條　日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ其ノ診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存セシムルモノトス

第三十二條　政府ハ前二條ノ帳簿及書類ヲ檢閱シ又ハ日本醫師會ヨリ本契約ニ依ル診療ニ關シ報告ヲ徵シ得ルモノトス

第三十三條　政府ハ日本醫師會ニ於テ引請ケクル診療ニ付著シキ支障ヲ來シタルトキハ本契約ヲ解除シ又ハ地域ヲ限リ本契約ノ效力ヲ停止スルコトヲ得ルモノトス

第三十四條　本契約ノ有效期間ハ昭和二年四月一日ヨリ昭和三年三月三十一日迄トス

第三十五條　本契約ニ於テ被保險者トアルハ健康保險組合ノ組合員ニ非サル被保險者（政府事業ニ使用セラルル被保險者ニシテ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ內務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員ヲ除ク）及其ノ被保險者ノ資格喪失シタル後仍療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ヘキ者（健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）トス

右契約ノ確實ヲ證スル爲本書二通ヲ作製シ双方連名調印ノ上各一通ヲ所持スルモノナリ

昭和二年三月三十日

社會局長官　長岡隆一郎㊞

日本醫師會長　男爵北里柴三郎㊞

政府ト日本醫師會トハ健康保險法ニ基キ政府ノ管掌スル保險ノ被保險者ノ診療ニ關シ契約ヲ締結スルニ付テハ左ノ覺書ヲ交換シ相互其ノ條項ノ履行ニ努ムルモノトス

一　日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ健康保險ノ精神ニ則リ常ニ公正ニシテ懇切ナル態度ヲ以テ診療ニ當ラシメ被保險者ニ對シ苟モ差別的取扱ヲ爲スカ如キコト無カラシムルコト

二　日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ健康保險ニ關スル法令ヲ詳細ニ研究セシメ其ノ取扱手續等ニ付過誤無カラシムルコト

三　日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ其ノ定メタル診療時間ニ於テ診療ヲ爲スノ外被保險者ノ爲メニ便宜ナル診療時間ヲ定メシムルコト

四　日本醫師會ハ診療擔當者ヲシテ不必要ナル診療ヲ爲シ又ハ不正ナル書類ヲ提出スルカ如キコト無カラシムルコ

ト

五　日本醫師會ハ健康保險法第四十八條ノ規定ニ依リ法定ノ期間ヲ超エ繼續シテ診療ヲ爲ス場合ニ於テハ診療擔當者ヲシテ之ヲ引請ケシムルコト

六　前項ノ報酬額ハ通常報酬額ヨリ其ノ三分ノ一ヲ減シタル額トスルコト

七　前項ニ依ル診療ニ對スル報酬ハ診療擔當者ニ對シ其ノ診療所所在地ヲ管轄スル健康保險署ヨリ直接支拂ヲ爲スコト

八　日本醫師會ハ健康保險法第二十三條ノ規定ニ依リ政府及健康保險組合ニ於テ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲必要ナル施設ヲ爲ス場合ハ之ヲ援助スルコト

九　政府ニ於テ將來必要ニ依リ被保險者ノ爲ニ特殊ノ疾病ニ付病院又ハ療養所ヲ設置スル場合ニ於テハ昭和二年三月三十日附政府ト日本醫師會トノ間ニ締結シタル契約書第六條及第七條ノ官公立病院ニ準シ取扱フモノトスルコト

十　政府ハ被保險者ニ對シ診療ヲ受クルニ付テノ心得ヲ周知セシムルニ努ムルコト

十一　政府ト日本醫師會トノ間ニ締結スル契約ノ更新ニ付テハ別ニ協議スルコト

十二　傳染病猖獗等ニ依リ診療費ニ著シキ增加ヲ來シタルトキハ政府ト日本醫師會ニ支拂フ報酬額ノ增加ニ付協定スルコトアルヘキコト

十三　昭和二年三月三十日附政府ト日本醫師會トノ間ニ締結シタル契約書第六條ニ依リ定メタル被保險者一人ニ對スル診療報酬額ハ將來ノ實績ニ依リ增減スル場合アルコト

十四　日本醫師會ハ健康保險ニ關シ社會局又ハ健康保險署ニ於テ特ニ爲ス調査又ハ照會ニ應スルコト

十五　診療擔當者ト被保險者トノ關係ヲ圓滿ナラシムル爲健康保險當局及日本醫師會双方ヨリ委員ヲ出シ協議會ヲ開クコトアルヘキコト

昭和二年三月三十日

社會局長官　長岡隆一郎

日本醫師會長　男爵北里柴三郎

日本醫師會健康保險診療報酬點數計算規程（大正十五年十月二十三日定）

第一條　診療報酬點數ハ別表ノ如ク之ヲ定ム

道府縣醫師會土地ノ情況ニ依リ別表ノ點數ニ依リ難キトキハ理由ヲ付シテ其ノ變更ヲ本會ニ請求スルコトヲ得

第二條　道府縣醫師會ハ保險醫ノ提出シタル報酬請求書ヲ審査シ公正ニ點數ヲ定ムルモノトス

第三條　別表中百點ヲ超ユル處置又ハ手術ハ二十圓ヲ超ユルモノトシテ緊急ノ場合ヲ除クノ外道府縣醫師會ヲ經テ所轄健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス

第四條　入院ニ付テハ緊急ノ場合ヲ除クノ外道府縣醫師會ヲ經テ所轄健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス

第五條　別表ニ記事セサル處置又ハ手術ヲ爲シタルモノニ付テハ道府縣醫師會ニ於テ其ノ點數ヲ査定スルモノトス

別表

診察料	三點
初診料	三點
往診料（半里以內）	半里ヲ超ユル場合ハ半里又ハ其ノ端數ヲ增ス每ニ二點ヲ加フ（半里ヲ超ユル往診ノ場合ニ於ケル車馬賃ハ患家ノ負擔トス）

同一家屋ニ二人以上ノ患者アル場合ハ其ノ人數ニ應シ一點宛ヲ加算ス

初診ノ場合ハ別ニ三點ヲ加算ス

夜間（自午後十時至午前六時）往診ハ五割增トス

藥治料

內服藥（一劑一日分）		一點
頓服藥（一回分）		〇、五點
外用藥		
含嗽藥（一劑）		一點
洗滌藥（同）		一點
罨法藥（同）		一點
浴藥（同）		一點
塗布藥（同）		一點
撒布藥（同）		一點
膏藥（同）		一點
坐藥（同）		一點
點眼藥（同）		一點
點耳藥（同）		一點

（藥品容器代ヲ含ム）

文書料

診斷書料（疾病診斷書死亡診斷書）	二點
（健康保險事務ニ關スル證明書、意見書ハ之ニ含マス）	
（生命保險、訴訟、徵兵事務ニ關スル特別ノ診斷書類ハ請求者ヨリ別ニ支拂ヲ受クルモノトス）	
處方箋	二點
死體檢案料	一〇點
檢案場所ノ里程ニ應シ往診料ノ例ニ依テ點數ヲ加算ス	
夜間檢案ハ五割增トス	

檢査料

ワツセルマン氏反態	一〇點
採血料	二點
ウイダール氏反應	三點
腰椎穿刺檢査	一〇點
尿糞便、咯痰、血液顯微鏡的檢査	二點
尿化學的檢査	
定性	一點
定量	二點
胃竝ニ十二指腸液檢査	一〇點
細菌學的培養檢査	一〇點
レンドゲン檢査	
單純檢査	一〇點

造影藥使用

撮影	二〇點
カビネ	一五點
八ツ切	二〇點
六ツ切	二五點
四ツ切	三〇點
食道ブージー檢査	三點
食道鏡檢査	一〇點
直腸鏡檢査	五點
尿道鏡檢査	一〇點
膀胱鏡檢査	二五點
視力檢査	五點

注射料（藥液ノ價ヲ含ム）

皮下注射	二點
リンゲル氏液、生理的食鹽注射	一〇點
葡萄糖液注射	一五點
筋肉內注射	二點
靜脈內注射	五點
サルバルサシ注射	二〇點
狂犬病豫防注射（十八回）	七五點
ヂフテリア血清注射	一五點
連鎖狀球菌血清注射	二五點
破傷風血清注射	三〇點
治療用ワクチン注射	二點

處置料

外科繃帶交換料	甲	六點
	乙	三點
	丙	一點
產科婦人科處置料	甲	五點
	乙	二點
膣洗滌料		一點
皮膚科處置料	甲	七點
	乙	三點
	丙	一點
泌尿器科處置料	甲	五點
	乙	二點
尿道洗滌料		一點
眼科處置料	甲	五點
	乙	二點
點眼洗眼料		一點
耳鼻咽喉科處置料	甲	五點
	乙	三點
塗布料		一點
胃洗滌料		四點
浣腸料		二點

洗腸料　四點
導尿料　四點
瀉血法　三點
輸血法　一〇〇點
應急的人工呼吸　一〇點

切開
小切開　五點
中切開(皮下組織ニ達スルモノ)　一〇點
大切開(局所麻醉ニテ行ヒ廣汎ナルモノ)　二五點
(全身麻醉又ハ腰椎麻醉ニテ行ヒ深部ニ達スルモノ)　四〇點

異物摘出
表在シ局所麻醉ニテ行ヒ得ルモノ　五點
深部ニ在リ局所麻醉ニテ行フモノ　二〇點
全身麻醉ニテ行フモノ　五〇點

外傷治療
小外傷　三點
中外傷　一〇點
大外傷　甲四〇點 乙二五點

物理的療法
電氣療法　一點
レントゲン治療　一〇點

マッサージ　二點
熱氣浴　二點
藥湯浴　三點

手術料
下顎骨折手術　八〇點
耳後瘻孔縫合術　三〇點
眼窩手術　八〇點
眼球手術　八〇點
白內障手點　八〇點
眼瞼手術　甲五〇〇點 乙三〇〇點
眼筋手術　八〇點
涙器手點　甲五〇〇點 乙二〇〇點
顏面整形術　甲一〇〇〇點 乙五〇〇點
トラホーム手術　一〇點
眼球內異物摘出　甲二〇點 乙五點
假瞳孔形成手術　四〇點
鼻中隔粘膜有窓手術　八〇點
アデノイド根治手術　五〇點
鼻咽喉フイブローム根治手術　五〇點
扁桃腺周圍炎手術　一〇點

鼓膜切開術　一〇點
扁桃腺切除術(片側)　一五點
(兩側)　二五點
扁桃腺剔出術　八〇點
ラヌラ手術　二〇點
齒槽突起腫瘍手術　五〇點
拔齒術　二點
齦血(ペロツク氏)止血法　五點
慢性篩骨蜂窩織炎手術　五〇點
下顎骨脫臼整復　五點
アテローム出
フイブローム摘　二〇點

下甲介
中甲介　切斷鼻茸手術　二〇點
咽喉及氣管切開術　八〇點
咽喉氣管枝食道鏡檢查及手術　一〇〇點
頸腺結核摘出術　五〇點
氣管縫合術　五〇點
頸椎伸展術　一〇〇點
肋骨切除術　七〇點
肋骨穿刺術　一五點
ピユーロー氏手術　二〇點
胸椎ギブス繃帶　五〇點
鎖骨骨折固定術　二〇點
肋骨骨折固定術　一〇點
乳腺腫瘍摘出術(轉移ナキモノ)　一〇〇點
脊椎骨折觀血的手術　八〇點
胸椎脫臼整復術　五〇點
腋窩淋巴腺腫瘍摘出術　五〇點
腹壁腫瘍摘出術　五〇點
腹水穿刺術　二〇點
流注膿瘍穿刺排膿　一五點
ギブス繃帶及ギブス床　五〇點
腹壁腫瘍摘出術　甲一〇〇點 乙五〇〇點
良性皮膚腫瘍摘出術　五〇點
痔核手術　甲八〇〇點 乙五〇〇點
痔核注射　三點
痔瘻根治手術　八〇點
直腸周圍膿瘍根治手術　八〇點
肛門周圍膿瘍手術　二〇點
攝護腺膿瘍切開　二〇點
會陰裂創縫合　甲二〇〇點 乙一〇〇點
會陰成形術　五〇點
膣會陰成形術　八〇點

人工妊娠中絕手術　五〇點
鉗子分娩術　八〇點
內及雙合廻轉術　七〇點
子宮膣部燒灼術　二〇點
骨盤位挽出術　八〇點
胎盤用手剝離術　六〇點
胎兒穿顱挽出術　八〇點
斷頭挽出術　八〇點
截胎挽出術　八〇點
子宮內膜搔爬　三五點
子宮筋腫性息肉膣式摘出術　三〇點
子宮頸時成形手術　三〇點
子宮頸管擴張術　二〇點
子宮膣タンポン　一〇點
子宮筋腫膣式摘出術　八〇點
尿瘻手術　甲一〇〇點　乙五〇〇點
外尿道切開術　八〇點
內尿道切開術　三〇點
睾丸摘出術　八〇點
陰囊水腫根治手術　五〇點
陰囊水腫穿刺　三點

尿道ブジー挿入術　甲五點　乙二點
膀胱穿刺　一五點
包莖手術　二〇點
陰莖切斷術　五〇點
精系腫瘍摘出術　七〇點
カテラン氏注射　五點
腱縫合術　二〇點
骨髓炎手術　八〇點
骨折觀血的手術　八〇點
複雜骨折　三〇點
四肢ギプス繃帶　一〇點
骨折副木繃帶　三〇點
指趾畸形手術　三〇點
風棘手術　三〇點
神經縫合術　三〇點
瘢痕整形術　五〇點
ガングリオン摘出術　二五點
脫臼整復術　三〇點
癆疽手術　一〇點
指趾關節離斷術　二〇點
ギプス上腿固定繃帶　五〇點
鼠蹊腺炎切開　一〇點

鼠蹊腺腫摘出　五〇點
アヒレス腱切斷術　二〇點
アヒレス腱縫合術　三〇點
股關節强直伸展術　一〇點
股關節脫臼整復術　五〇點
關節囊腫摘出　二五點

百點ヲ超ユル手術

關節及關節囊穿刺　三點
植皮術　七〇點
足關節離斷成形術　八〇點
急性化膿性股關節炎切開　五〇點
急性化膿性膝及足關節炎切開　二五點
手足骨剔出術　三〇點

乳腺腫瘍摘出術（轉移ヲ伴フモノ）　一八〇點
シエデー氏胸廓整形術　一二〇點
臍ヘルニヤ根治手術　一二〇點
瘢痕ヘルニヤ根治手術　一二〇點
鼠蹊ヘルニヤ根治手術　一二〇點
人工肛門造置術　一五〇點
結核性腹膜炎手術　一二〇點
アレキサンダー氏手術　一二〇點
腎臟被膜剝離術　一五〇點
直腸瘻手術　一二〇點
四肢切斷術　一五〇點
四肢關節離斷術　一五〇點
四肢關節切除術　一七〇點

動脈瘤手術	一八〇點
股關節離斷術	二〇〇點
股ヘルニヤ根治手術	一二〇點
關節離動手術	二〇〇點
腦腫瘍剔出術	二五〇點
耳科的頭蓋腔內手術	二五〇點
眼窩手術	二五〇點
上顎骨切除術	二五〇點
舌癌根治手術	二五〇點
喉頭摘出術	三〇〇點
肺臟腫瘍摘出術	四〇〇點
胃造瘻術	二五〇點
胃腸吻合術	三五〇點
胃內異物摘出術	三〇〇點
胃潰瘍切開術	三〇〇點
胃切除術	四〇〇點
腸吻合術	三五〇點
破裂腸管縫合術	三〇〇點
腸切除術	三五〇點
腸內異物摘出術	三〇〇點
廻盲部腫瘍切除術	四〇〇點
腸疊積手術	三五〇點
腸捻轉手術	三五〇點
腸絞扼手術	三五〇點
直腸摘出(腹腔內)	四〇〇點
蟲樣突起切除術	二五〇點
蟲樣突起炎性膿瘍手術	二〇〇點
急性穿孔性腹膜炎手術	三五〇點
腸間膜損傷手術	二五〇點
肝臟膿瘍手術	二五〇點
膽石手術	二五〇點
膽囊摘出術	四〇〇點
膽囊造瘻術	二五〇點
肝臟囊腫手術	三〇〇點
膵臟腫瘍摘出術	三〇〇點
腹式子宮後屈矯正術	二五〇點
腹式子宮全摘出術	四〇〇點
腟式子宮全摘出術	三〇〇點
恥骨切開術	二五〇點
子宮外姙娠手術	三五〇點
子宮膣上時切斷術	三五〇點
子宮又ハ其附屬器腫瘍摘出術	甲三五〇點 乙二〇〇點
腹式及膣式帝王切開術	三五〇點
子宮血管結紮術	二五〇點
膀胱全摘出術	四〇〇點
膀胱結石腸式手術	二〇〇點
輸尿管移植術	二〇〇點
腎臟摘出術	三五〇點
腎臟結石摘出術	二五〇點
直腸癌摘出術	二五〇點
攝護腺摘出術	二五〇點
膀胱結石會陰摘出術	一二〇點

入院料、入院一日分(食費其他ヲ含ム)　一三點

(一日貳圓五拾錢ニ滿タサルトキハ一日貳圓五拾錢ヲ支拂フモノトス)

(ロ) 齒科診療に關する日本齒科醫師會との契約書及覺書は昭和元年度分は日本醫師會とのものと大同小異で診療の範圍、報酬額被保險者一人當六十七錢五厘往診を爲さゞることが、主なる相異點であつたが、昭和二年度に於ては患者增加見込の爲め三ケ月間の暫定契約とし、一般治療(充塡を含む)と補綴とを分ち前者に於て醫師會の場合と同樣の方法に依り被保險者一人當六十一錢とし後者に付ては別に定めたる標準額に依ることゝした。契約書及覺書(昭和二年度)報酬點數計算規程及補綴料金表左の如し。

契約書

健康保險法ニ基キ政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者ノ齒科診療ニ關シ政府ト日本醫師會トノ間ニ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條　日本齒科醫師會ハ本契約ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ被保險者ノ齒科診療ヲ引請クルモノトス　但シ健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條　日本齒科醫師會ハ前條ノ齒科診療ヲ爲ス爲私立ノ診療所ニ於テ齒科診療ニ從事スル齒科醫師ニ付齒科診療擔當者ヲ定メ被保險者ノ齒科診療ニ支障ナカラシムルモノトス

第三條　齒科診療擔當者ノ齒科診療ヲ爲ス被保險者ノ範圍ハ診療所所在地ヲ管轄ヌル健康保險署ノ管轄ニ屬スル被保險者及其ノ管轄區域內ニ住所ヲ有スル被保險者トス

緊急ノ場合又ハ被保險者カ其ノ屬スル健康保險署ノ署長ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ齒科診療擔當者ハ前項ノ範圍ニ屬セサル被保險者ト雖モ其ノ齒科診療ヲ爲スモノトス

第四條　日本齒科醫師會ノ引請クル齒科診療ノ範圍左ノ如シ

一　診察（宅診及處方箋ノ交付ヲ含ム但シ齒牙檢査ヲ含マス）

二　藥劑又ハ治療材料ノ支給

三　處置、手術其ノ他ノ治療（補綴ヲ含ム）

前項第三號ノ補綴護謨床義齒、陶齒冠繼續及臼齒金冠（充塡ニ依リ齒冠回復ノ見込ナキモノニ限ル）ノ程度

第五條　政府カ本契約ニ依リ日本齒科醫師會ノ引請ケタル齒科診療ニ對シ支拂フ報酬額ハ左ノ各號ニ依リ算定シタル額トス

一　齒科診療中補綴ニ對スル每月分ノ報酬額ハ別ニ定ムル料金表ニ依リ算定シタル額トス

二　前號以外ノ齒科診療ニ對シ支拂フ每月分ノ報酬額ハ金六拾壹錢ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ニ其ノ月初日現在ニ於ケル被保險者總數ヲ乘シテ得タル額ヨリ政府ニ於テ齒科診療ヲ委託ルタル官公立病院ニ對シ補綴以外ノ齒科診療ニ付支拂フヘキ其ノ月分ノ報酬額及藥劑師ニ支拂フヘキ其ノ月分ノ報酬額ヲ控除シタル額トス

三　前號ノ官公立病院又ハ藥劑師ニ支拂フヘキ報酬ノ額ハ政府ノ定メタル方法ニ依リ算定スルモノトス

第六條　政府ハ日本齒科醫師會ニ對スル每月分ノ報酬ヲ左ノ各號ニ依リ支拂フモノトス

一　第五條第一號ノ規定ニ依ル報酬ハ補綴ヲ完了シタルモノニ付日本齒科醫師會ニ於テ一定ノ書式ニ依ル請求書ニ證憑書類ヲ添付シ健康保險署ヲ經テ社會局ニ請求スルモノトス

二　第五條第二號ノ規定ニ依ル報酬ハ其ノ計算ヲ了シタル後政府ハ遲滯ナク之ヲ支拂フモノトス

第七條　前條第一項ノ規定ニ依リ計算シタル報酬ヲ日本齒科醫師會ニ支拂ヒタル後政府カ官公立病院又ハ藥劑師ヨリ其ノ月分ノ報酬ニ付請求ヲ受ケタル時ハ天災其ノ他已ムヲ得サル事由アリタル場合ニ限リ其ノ金額ヲ便宜翌月分ノ報酬額ニ算入スルモノトス

第八條　日本齒科醫師會ハ政府ノ支拂ヲ報酬ノ一部ヲ本契約ノ定ムル義務ヲ履行スル爲必要ナル事務ノ費用ニ充テムトスルトキハ其ノ額ヲ定メ計算ノ基礎ヲ明ニシ豫メ政府ノ承諾ヲ受クルモノトス

第九條　日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ニ對スル報酬額ノ分配方法ヲ定メ豫メ政府ノ承認ヲ受クルモノトス

第十條　日本齒科醫師會ハ政府ヨリ受ケタル報酬ヲ齒科診療ノ引請ヲ履行スル爲ニ要スル經費以外ニ使用スルコトヲ得サルモノトス

第十一條　日本齒科醫師會ハ政府ヨリ受ケタル報酬ニ關スル會計ヲ他ノ會計ト區別シ整理スルモノトス

第十二條　日本齒科醫師會前條ノ會計ニ關スル豫算書及決算書ヲ社會局ニ提出スルモノトス

第十三條　日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲシテ本契約ニ從ヒ齒科診療ニ從事セシメ第十四條乃至第二十四條ニ定ムル事項ヲ遵守セシムルモノトス

第十四條　齒科診療擔當者ハ健康保險法令ノ規定ニ從ヒ齒科診療ニ從事スルモノトス

第十五條　齒科診療擔當者補綴ヲ除キ一回ノ費用二十圓ヲ超ユル處置、手術其ノ他ノ治療ヲ爲サムトスルトキハ健

康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十六條　齒科診療擔當者補綴ヲ爲サムトスルトキハ一定ノ樣式ニ依ル書類ヲ具シ豫メ健康保險署ノ承認ヲ受クルモノトス

第十七條　齒科診療擔當者被保險者ヨリ齒科診療ヲ求メラレタルトキハ被保險者證又ハ療養證明書ヲ提出セシメ診療ヲ受クルノ資格アルコトヲ確メタル後齒科診療ヲ爲スモノトス

診療ヲ受クルノ資格アルコト明カナル被保險者ニシテ已ムヲ得サル事由ニ因リ被保險者證又ハ療養證明書ノ提出ヲ爲ス能ハサル者ニ付テハ齒科診療擔當者齒科診療ヲ爲シ其ノ事由止ミタル後遲滯ナク被保險者證又ハ療養證明書ヲ提出セシムルモノトス

第十八條　齒科診療擔當者被保險者ノ齒科診療ヲ爲スニ當リ健康保險法施行規則第四十五條第四項ノ事業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ困ルモノト認メクルトキハ意見ヲ附シ其ノ旨ヲ直ニ健康保險署長ニ通知スルモノトス

第十九條　齒科診療擔當者健康保險法第四十七條第三項ノ規定ニ依リ診療ヲ受クルノ資格アル被保險者ヨリ齒科診療ヲ求メラレタルトキハ其ノ資格アルコトヲ證スルニ足ル健康保險署長ノ書面ノ提出ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス

第二十條　齒科診療擔當者健康保險法施行規則第四十七條第一項及第五十一條第一項ノ規定ニ依リ診療證明書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ヲ交付スルモノトス

第二十一條　齒科診療擔當者ヨリ保險給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル證明書又ハ意見書ノ交付ヲ求メラレタルトキハ直ニ之ヲ交付スルモノトス

前項ノ證明書及意見書ニ關スル料金ハ被保險者ニ對シ之ヲ請求セサルモノトス

第二十二條　齒科診擔當療者左ノ場合ニ於テハ遲滯ナク之ヲ健康保險署長ニ通知スルモノトス

一、事故カ被保險者ノ鬪爭又ハ泥醉ニ因リ生シタルモノナルトキ

二、被保險者正當ノ理由ナクシテ齒科診療ニ關スル指揮ニ從ハサルトキ

三、被保險者詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ因リ齒科診療ヲ受ケ又ハ受ケムトシタルトキ

第二十三條　齒科診療擔當者ハ一定ノ樣式ニ依リ毎月齒科診療報告書ヲ調製シ翌月十日迄ニ健康保險署長ニ報告スルモノトス

第二十四條　齒科診療擔當者ハ診療所ニ一定ノ樣式ニ依ル表札ヲ掲クルモノトス

第二十五條　日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲ定メタルトキハ遲滯ナク一定ノ樣式ニ依ル屆書ヲ齒科診療擔當者ノ診療所所在地ヲ管轄スル健康保險署ノ署長ニ提出スルモノトス

前項ノ屆書ニ記載スヘキ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ都度遲滯ナク之ヲ屆出ツルモノトス

第二十六條　日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲ常ニ監督シ其ノ義務ヲ怠リタル者ニ對シテハ戒告ヲ與ヘ又ハ之ヲ除名スルモノトス

第二十七條　本契約中第六條第十六條及第二十三條乃至第二十四條ノ樣式ハ政府ト日本齒科醫師會ト協議シテ之ヲ定ムルモノトス

第二十八條　日本齒科醫師會ハ本契約ニ依ル齒科診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス

第二十九條　日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲシテ其ノ齒科診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年

間保存セシムルモノトス

第三十條　政府ハ前二條ノ帳簿及書類ヲ檢閱シ又ハ日本齒科醫師會ヨリ本契約ニ依ル齒科診療ニ關シ報告ヲ徵シ得ルモノトス

第三十一條　政府ハ日本齒科醫師會ニ於テ引請ケタル齒科診療ニ付著シキ支障ヲ來シタルトキハ本契約ヲ解除シ又ハ地域ヲ限リ本契約ノ效力ヲ停止スルコトヲ得ルモノトス

第三十二條　本契約ノ有效期間ハ昭和二年四月一日ヨリ昭和二年六月三十日迄トス

第三十三條　本契約ニ於テ被保險者トアルハ健康保險組合ノ組合員ニ非サル被保險者（政府事業ニ使用セラルル被保險者ニシテ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ內務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員ヲ除ク）及其ノ被保險者ノ資格喪失シタル後仍療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ベキ者（健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）トス

第三十四條　齒科專門ヲ標榜シ又ハ齒科醫業中金屬充塡、鑲嵌、義齒、齒冠繼續及架工、齒列矯正竝口蓋補綴ノ技術ニ屬スル行爲ヲナス醫師ハ本契約ニ於テ齒科醫師ト見做ス

右契約ノ確實ヲ證スル爲本書二通ヲ作製シ双方連名調印ノ上各一通ヲ所持スルモノナリ

昭和二年三月三十日

覺　書

政府ト日本齒科醫師會トハ健康保險法ニ基キ政府ノ管掌スル保險ノ被保險者ノ齒科診療ニ關シ契約ヲ締結スルニ付テハ左ノ覺書ヲ交換シ相互其ノ條項ノ履行ニ努ムルモノトス

社會局長官　長岡隆一郎印

日本齒科醫師會長　血脇守之助印

一　日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲシテ健康保險ノ精神ニ則リ常ニ公正ニシテ懇切ナル態度ヲ以テ齒科診療ニ當ラシメ被保險者ニ對シ苟モ差別的取扱ヲ爲スカ如キコト無カラシムルコト

二　日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲシテ健康保險ニ關スル法令ヲ詳細ニ研究セシメ其ノ取扱手續等ニ付過誤無カラシムルコト

三　日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲシテ其ノ定メタル診療時間ニ於テ齒科診療ヲ爲スノ外被保險者ノ爲メニ便宜ナル診療時間ヲ定メシムルコト

四　日本齒科醫師會ハ齒科診療擔當者ヲシテ不必要ナル齒科診療ヲ爲シ又ハ不正ナル書類ヲ提出スルカ如キコト無カラシムルコト

五　日本齒科醫師會ハ健康保險法第四十八條ノ規定ニ依リ法定ノ期間ヲ超エ繼續シテ齒科診療ヲ爲ス場合ニ於テハ齒科診療擔當者ヲシテ之ヲ引請ケシムルコト

六　前項ノ報酬額ハ通常報酬額ヨリ其ノ三分ノ一ヲ減シタル額トスルコト

七　前項ニ依ル齒科診療ニ對スル報酬ハ齒科診療擔當者ニ對シ其ノ診療所所在地ヲ管轄スル健康保險署ヨリ直接支拂ヲ爲スコト

八　日本齒科醫師會ハ健康保險法第二十三條ノ規定ニ依リ政府及健康保險組合ニ於テ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲必要ナル施設ヲ爲ス場合ハ之ヲ援助スルコト

九　政府ハ被保險者ニ對シ齒科診療ヲ受クルニ付テノ心得ヲ周知セシムルニ努ムルコト

十　政府ト日本齒科醫師會トノ間ニ締結スル契約ノ更新ニ付テハ別ニ協議スルコト

十一　昭和二年三月三十日附政府ト日本齒科醫師會トノ間ニ締結シタル　契約書第五條ニ依リ定メタル齒科診療報酬

額ハ將來ノ實績ニ依リ增減スル場合アルコト

十二　日本齒科醫師會ハ健康保險署ニ於テ特ニ爲ス調査又ハ照會ニ應スルコト

十三　齒科診療ニ當者ト被保險者トノ關係ヲ圓滑ナラシムル爲健康保險當局及日本齒科醫師會双方ヨリ委員ヲ出シ協議ヲ開クコトアルヘキコト

昭和二年三月三十日

社會局長官　長岡隆一郎

日本齒科醫師會長　血脇守之助

日本齒科醫師會健康保險診療報酬點數計算規程

第一條　診療報酬點ハ別表ノ如クヽヲ定ム

第二條　道府縣齒科醫師會ハ保險齒科醫ノ提出シタル報酬請求書ヲ審査シ公正ニ點數ヲ定ムルモノトス

第三條　別表中貳百點ヲ超過スル處置、手術其他ノ治療ハ二十圓ヲ超ユルモノトシテ緊急ノ場合ヲ除クノ外道府縣齒科醫師會ヲ經テ所轄健康保險署長ノ承認ヲ受クルモノトス

第四條　別表ニ記載セサル處置手術其他ノ治療ヲ爲シタルモノニ付テハ道府縣齒科醫師會ニ於テ其ノ點數ヲ査定スルモノトス

別表

（本表は昭和二年十月より更らに改正せらるゝならむ）

保存ノ部			備考
初診		五點	
治療（一齒）		三點	
	抜髓手術	五點	
	根管充填（一齒）	三點	亞砒酸失活、フオルモクレゾール療法、其他ノ場合
	セメント假封	二點	齒髓覆罩、窩洞形成
	裏裝（セメント）	三點	齒髓炎等ニスル應急鎭痛貼藥
	暫間的處置	三點	
	セメント充填	十點	隔壁代モ含ム
	アマルガム充填　單純窩洞	十點	
	複雜窩洞	二十點	
外科ノ部			
局所麻醉		三點	
傳達麻醉		五點	
注射		五點	
抜齒（注射料ヲ含ム）		十點	
抜齒（同上困難ナルモノ）		三十點	齒根囊腫、濾胞性齒牙囊腫、齒龈腫等
顎骨腫瘍手術（限局）		五十點	同上　數齒ニ亘レルモノ
同　上（廣汎）		百點	齒龈膿瘍、口蓋膿瘍等
口腔內消炎手術（限局）		三十點	骨髓炎、骨膜炎等
同　上（廣汎）		五十點	皮下膿瘍、蜂窩織炎等
口腔外科消炎手術		百點	

再植術　百點　暫間固定料ヲ含ム
顎骨々折手術　二百點　縫合手術ヲ含マス
抜歯後處置料　三點
外科後處置料　五點
繃帶材料　五點

藥治ノ部

内服劑　二點
頓服劑　一點
含嗽劑　三點
罨法劑　三點
塗布　二點　軟膏類外頬部及齒齦ニ塗布

文書ノ部

診斷書　五點
（健康保險事務ニ關スル證明書、意見書ハ之ニ含マス）
（生命保險、訴訟、徴兵事務ニ關スル特別ノ診斷書類ハ請求者ヨリ別ニ支拂ヲ受クルモノトス）

處方箋料　五點

補綴料金表

（契約書第五條第一號の規定に依る料金）

一、ゴム床義齒　一齒　二圓
　一齒ヲ增ス每ニ八十錢
一、ゴム床義齒　一顎　十二圓
一、同　上　上下顎　二十四圓
一、金　鉤　前齒　一圓五十錢
一、同　上　臼齒　二圓
一、陶齒冠繼續　五圓
一、臼齒金冠　小舊齒　六圓
一、同　上　大舊齒　八圓
（充塡ニ依リ齒冠恢復ノ見込ナキモノニ限ル）

(ハ) 日本藥劑師會との藥劑支給に關する契約に依れは藥劑師が處方箋に依り藥劑を交付したる場合は別に定めたる所に依り其の報酬を政府より支拂ふことゝなつて居る、契約書（昭和二年度）及報酬計算方法左の如し。

契約書

健康保險法ニ基キ政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者ニ對スル療養ノ給付中藥劑ノ支給ニ關シ政府ト日本藥劑師會トノ間ニ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條　日本藥劑師會ハ本契約ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ被保險者ニ對シテ其ノ診療ヲ擔當スル醫師又ハ齒科醫師ノ交付シタル處方箋ニ依ル藥劑ノ支給ヲ引請クルモノトス但シ健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條　日本藥劑師會ハ前條ノ藥劑ノ支給ヲ爲ス爲私立ノ藥局ニ於テ調劑ニ從事スル藥劑師ニ付調劑擔當者ヲ定メ被保險者ニ對スル藥劑ノ支給ニ支障ナカラシムルモノトス

第三條　調劑擔當者ノ藥劑ノ支給ヲ爲ス被保險者ノ範圍ハ藥局所在地ヲ管轄スル健康保險署ノ管轄ニ屬スル被保險者及其ノ管轄區域內ニ住所ヲ有スル被保險者トス

緊急ノ場合其他已ムヲ得サル場合ニ於テハ調劑擔當者ハ前項ノ範圍ニ屬セサル被保險者ト雖モ之ニ對シ藥劑ノ支給ヲ爲スモノトス

第四條　政府カ本契約ニ依リ日本藥劑師會ノ引請ケタル藥師ノ支約ニ對シ支拂フ報酬額ハ政府ト日本藥劑師會ト別ニ協定シタル計算方法ニ依リ算出シタル額トス

第五條　日本藥劑師會ハ前條ニ依リ計算シタル每月分ノ報酬額ヲ醫師ノ處方箋ニ依ルモノト齒科醫師ノ處方箋ニ依ルモノトニ夫々區分シ一定ノ樣式ノ藥劑支給調書ヲ添ヘ政府ニ請求スルモノトス

前項ノ請求ハ翌月二十日ヲ超エテ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ天災其他已ムヲ得ザル事由アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條　日本藥劑師會ハ調劑擔當者ニ對スル報酬額ノ分配方法ヲ定メ豫メ政府ノ承認ヲ受クルモノトス

第七條　日本藥劑師會ハ調劑擔當者ヲシテ本契約ニ從ヒ調劑ニ從事セシメ第八條乃至第十二條ニ定ムル事項ヲ遵守セシムルモノトス

第八條　調劑擔當者ハ健康保險法令ニ從ヒ藥劑ノ支給ヲ爲スモノトス

第九條　調劑擔當者被保險者ヨリ藥劑ノ支給ヲ求メラレタルトキハ被保險者證又ハ療養證明書ヲ提示セシメ藥劑ノ支給ヲ受クル資格アルコトヲ確メタル後之カ支給ヲ爲スモノトス

藥劑ノ支給ヲ受クル資格アルコト明ナル被保險者ニシテ已ムヲ得サル事由ニ因リ被保險者證又ハ療養證明書ノ提示ヲ爲ス能ハサル者ニ付テハ調劑擔當者藥劑ノ支給ヲ爲シ其ノ事由止ミタル後遲滯ナク被保險者證又ハ療養證明書ヲ提示セシムルモノトス

第十條　調劑擔當者被保險者ニ對シ藥劑ノ支給ヲ爲シタルトキハ被保險者證又ハ療養證明書ニ必要ナル記載ヲ爲スモノトス

第十一條　調劑擔當者ハ被保險者詐僞其他不正ノ行爲ニ因リ藥劑ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル場合ニ於テハ遲滯ナク之ヲ藥局所在地ヲ管轄スル健康保險署ノ署長ニ通知スルモノトス

第十二條　調劑擔當者ハ藥局ニ一定ノ樣式ノ表札ヲ揭クルモノトス

第十三條　日本藥劑師會調劑擔當者ヲ定メタルトキハ遲滯ナク一定ノ樣式ニ依ル屆書ヲ調劑擔當者ノ藥局所在地ヲ管轄スル健康保險署ノ署長ニ提出スルモノトス

前項ノ屆書ニ載スヘキ事項ニ變更更アリタルトキハ其ノ都度遲滯ナク之ヲ局出ツルモノトス

第十四條　日本藥劑師會ハ調劑擔當者ヲ常ニ監督シ其ノ義務ヲ怠リタルモノニ對シテハ戒告ヲ與ヘ又ハ之ヲ除名スルモノトス

第十五條　本條約中第五條第十二條及第十三條ノ樣式ハ政府ト日本藥劑師會ト協議シテ之ヲ定ムルモノトス

第十六條　日本藥劑師會ハ本契約ニ依ル藥劑ノ支給ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス

第十七條　日本藥劑師會ハ調劑擔當者ヲシテ其ノ藥劑ノ支給ニ關スル帳簿及書類ヲ完結ノ日ヨリ十二年間保存セシムルモノトス

第十八條　調劑擔當者調劑ヲ擔當セサルニ至リタルトキハ　日本藥劑師會ニ於テ　其ノ藥劑ノ支給ニ關スル帳簿及書類ノ引繼ヲ受ケ完結ノ日ヨリ十二年間保存スルモノトス

第十九條　政府ハ前三條ノ帳簿及書類ヲ檢閱シ　又ハ日本藥劑師會ヨリ本契約ニ依ル藥劑ノ支給ニ關シ報告ヲ徵シ得ルモノトス

第二十條　政府ハ日本藥劑師會ニ於テ引請ケタル藥劑ノ支給ニ付キ著シキ支障ヲ來シタルトキハ　本契約ヲ解除シ又ハ地域ヲ限リ本契約ノ效力ヲ停止スルコトヲ得ルモノトス

第二十一條　本契約ノ有效期間ハ昭和二年四月一日ヨリ昭和三年三月三十一日迄トス

第二十二條　本契約ニ於テ被保險者トアルハ健康保險組合ノ組合員ニ非ラサル被保險者（政府事業ニ使用セラルル被保險者ニシテ健康保險法施行令第七條ノ規定ニ依リ內務大臣ノ指定シタル共濟組合ノ組合員ヲ除ク）及其ノ被保險者ノ資格喪失シタル後仍療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ヘキ者（健康保險法第四十八條ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）トス

右契約ノ確實ヲ證スル爲メ本書二通ヲ作成シ双方連名調印ノ上各一通ヲ所持スルモノナリ

昭和二年三月三十日

社會局長官　長岡隆一郎㊞

日本藥劑師會々長代理

副會長　荻村武郎㊞

調劑報酬計算法

大正十五年十二月十七日附ヲ以テ政府ト日本藥劑師會トノ間ニ締結シタル藥劑支給契約書第四條ニ依ル報酬ノ計算方法ヲ左ノ如ク定ム

第一條　調劑報酬ハ藥品原價調劑手數料及ヒ容器代ヲ合計シタルモノトス

第二條　藥品原價ハ大正十四年十二月一日ヨリ同十五年十一月三十日マテノ一箇年間ニ於ケル市價ノ平均額ニ試驗料、秤量變敗破損ニ依ル損失及ヒ運賃ヲ見込ミ別表第壹號ノ通リ定ム

前項別表第壹號ニ記載ナキ藥品ノ原價ハ調劑擔當者ニ於テ購入シタル價格ニ其ノ四割ヲ加算シタルモノヲ標準トシテ社會局ニ於テ之レヲ査定ス

第三條　藥品原價ノ合計ニ於ケル錢未滿ノ金額ハ四捨五入スルモノトス

第四條　調劑手數料ハ普通手數料ト特別手數料トニ分チ別表第貳號ノ通リ定ム

第五條　容器代ハ實費ニ破損ヲ見込ミ別表第三號ノ通リ定ム

別表第一號　藥品原價表　（○ハ劇藥　△ハ毒藥）

藥品名	一瓦ノ價格（錢單位）	藥品名	一瓦ノ價格（錢單位）	藥品名	一瓦ノ價格（錢單位）
イヒチオール	○・五○	○麥角越幾斯	三・五○	薄荷水	○・○五
硫黃華	○・二○	○麥角流動越幾斯	一・五○	乳糖	○・二○
○ロート越幾斯	二・○○	芦薈末	○・二○	乳酸カルシウム	○・八○
パンクレアチン	○・三○	○白汞	一・五○	○ホミカ越幾斯	二・五○
蜂蜜	一・五○	○麥角	二・五○	○ホミカ丁幾	○・一八
白檀油	○・一六	○薄荷油	二・五○	硼酸軟膏	○・○八
	○・○○		三・五○		○・二五

薬品名	一瓦ノ價格(錢單位)	薬品名	一瓦ノ價格(錢單位)	薬品名	一瓦ノ價格(錢單位)
硼砂末	○・○五	○ヂウレチン	一・五○	還元鐵	一・二○
抱水テルピン	○・八○	○ヂアスターゼ(局)	一・○○	カリ石鹸	一・二○
○抱水クロラール	一・二○	沈降炭酸石灰	○・○五	カカオ脂	○・三八
○ホルマリン	○・一四	沈降硫黄	○・三○	○荷性カリ	○・七○
ペルーバルサム	一・五○	次亞燐酸石灰	○・六○	○荷性ナトロン	○・七○
○ドーフル散	二・○○	チオコール(局)	一・○○	○カンタリス丁幾	○・六○
橙皮丁幾	○・一五	○ヂオニン	七五・○○	○甘汞	一・二○
橙皮舎利別	○・○八	硫化カリ	○・○七	甘草末	○・二六
○吐根末	四・五○	○硫酸銅	○・五○	含糖ペプシン	○・四○
○吐根	四・五○	硫酸キニーネ	六・○○	含水ラノリン	○・二五
豚脂	○・二○	△硫酸アトロピン	四○・○○	過酸化水素液	○・二○
トラガカンタ末	一・○○	○硫酸亞鉛	○・一二	肝油	○・一五
○吐酒石	○・○六	硫酸マグネシウム	○・○三	過マンガン酸カリ	○・一三
○吐根丁幾	○・六○	○燐酸コデイン	三六・○○	○ヨード	四・○○
橙皮末	○・一一	流動パラフイン	○・二五	○沃度丁幾	○・五○
チモール	三・○○	オイヒニン(局)	八・○○	○ヨードフオルム	四・○○
○ヂキタリス葉	一・二○	オレーフ油	○・三○	○ヨードカリ	二・五○
○ヂキタリス丁幾	○・二五	△黄降汞	三・五○	ヨード鐵舎利別	○・二五
次サルチール酸蒼鉛	二・○○	ワセリン	○・一三	溶性サツカリン	一・三○
重炭酸ナトリウム	○・○四	○カフエイン	二・五○	タールパスメ	○・二○

薬品名	一瓦ノ價格(錢單位)	薬品名	一瓦ノ價格(錢單位)	薬品名	一瓦ノ價格(錢單位)
大黄末	○・一四	枸櫞酸	○・四○	コパイババルサム	一・八○
炭酸グアヤコール	一・四○	クリサロビン	三・○○	コンヅランゴ皮	○・二五
タンニン酸	一・四○	グアクセリン	○・二五	コンヅランゴ流動越幾斯	○・三○
タンナルピン	○・七二	○グアヤコール	二・四○	ゴマ油	○・二○
タンニン酸オレキシン	二六・○○	苦味丁幾	○・二五	コロンボ末	○・○七
單軟膏	○・二○	クロールナトリウム	○・一○	エーテル	○・三○
炭酸マグネシア	○・一二	○クロール酸カリウム	○・一一	○鉛糖	○・一三
單舎利別	○・○七	○ヤラッパ脂	六・○○	○鹽酸	○・○七
單鉛硬膏	○・二○	○ヤラッパ根末	一・○○	○鹽酸ヘロイン	一四○・○○
炭酸ナトリウム	○・一○	薬用石鹸末	○・四○	○鹽酸コカイン	一四○・○○
大楓子油	一・五○	ゲラチン	○・四○	鹽酸キニーネ	七・○○
レゾルチン	○・七○	ゲンチアナ末	○・一二	△鹽酸モルヒネ	一五○・○○
ナフタリン	○・○九	桂皮末	○・一二	デルマトール	○・一五
ナフトール	一・一○	結晶重曹	○・一○	澱粉	○・○四
ウロトロピン	○・八○	○フエナセチン	○・九○	アイロール(局)	三・○○
ウワウルシ葉	○・一二	プロテイン銀	四・○○	アラビアゴム末	○・一三
○ヴエロナール(局)	二・五○	ブロームカリウム	○・四○	アムモニア水	○・○八
茴香油	一・四○	ブロームナトリウム	○・四○	亞鉛華	○・○八
○ノボカイン(局)	三二・○○	ブロームアンモン	一・○○	亞鉛華軟膏	○・二○
○クロロホルム	○・六○	○ブローム樟腦	一・三○	△亞砒酸	○・一七
○クレオソート	○・九○	○フエノールフタレイン	一・○○	アスピリン(局)	○・八○
クレゾール石鹸液	○・一○	コロヂウム	○・四○	○アセトアニリード	○・八○

別表第二號　　調劑手數料

I　普通手數料

普通藥一方ヲ配スル毎ニ　1點

劇　藥一方ヲ配スル毎ニ　2點

毒　藥一方ヲ配スル毎ニ　3點

處方中 0.1 瓦以下ヲ記載サルル毎ニ　1點

トシ一處方中ノ合計點數ニ2ヲ乘シテ得タル積ヲ錢ニテ表ハシタルモノヲ普通手數料トス(普通手數料ヲAトス)

II　特別手數料

藥劑ノ種別ニ依リ個々ニ定ム

III　調劑手數料ヲ藥劑ノ種別ニ依リテ分テハ次ノ如シ

1. 水　劑
2. 散　劑　} 二日分以下　A(普通手數料ノミ)

以上 1. 及ヒ 2. 三日分以上ハ二日分又ハ其ノ端數ヲ加フル毎ニ $\frac{A}{2}$ ヲ加算ス

3. 浸煎劑
4. 乳　劑
5. 丸　劑
6. 膠嚢劑　} 二日分以下　A÷6錢(特別手數料)

以上 3. 乃至 6. 三日分以上ハ二日分又ハ其ノ端數ヲ加フル毎ニ $\frac{A+6}{2}$ ヲ加算ス

7. 點眼點耳劑	10瓦以下	A＋4錢(特別手數料)	
8. 塗布劑	20瓦以下	A＋0	同
9. 膏　劑	20瓦以下	A＋4	同
10. 液　劑	400瓦以下	A＋2	同
11. 坐　劑	3個以下	A＋4	同

藥品名	一瓦ノ價格(錢單位)	藥品名	一瓦ノ價格(錢單位)	藥品名	一瓦ノ價格(錢單位)
○アンチピリン	一・四〇	綿草根	〇・二五	○葡萄酸カリウム	一・二〇
安息香酸	〇・六八	○杏仁水	〇・二〇	ヒマシ油	〇・一〇
○安息香酸ナトリウムカフエイン	一・二五	金硫黄	一・八〇	○ピラミドン	二・四〇
○阿片	二〇・〇〇	メチレンブラウ(局)	七・二〇	莨菪燈茄末	〇・四〇
○阿片丁幾	一・八〇	○綿馬越幾斯	四・〇〇	木テール	〇・一五
アムモニア茴香精	〇・二五	○ミケレニン	一・二〇	セネガ根	〇・七〇
ザロール	〇・八〇	明礬	〇・〇六	セネガ舍利別	〇・一二
サリチール酸	〇・六〇	汞	一・五〇	センナ葉	〇・一五
サルマ曹	〇・八〇	矢硝酸蒼鉛	二・〇〇	赤酒	〇・一二
サフラン	一六・〇〇	○硝酸銀	五・二〇	小兒散	〇・二五
○サントニン	八〇・〇〇	硝酸カリ	〇・〇八	△赤降汞	一・五〇
酢酸	〇・〇八	樟腦	〇・五〇	○石炭酸	〇・二〇
酢酸カリウム液	〇・一〇	樟腦精	〇・二五	○石炭酸(防疫用)	〇・一九
△サリーチル酸汞	一・八〇	酒石	〇・三〇	石鹸樟腦擦劑	〇・三〇
キナ皮	〇・二五	酒石酸	〇・三〇	○スルフオナール	三・〇〇
稀鹽酸	〇・〇六	重酒石酸カリ	〇・二五	○ストロフアンツス丁幾	〇・三〇
綿草丁幾	〇・二五	人工カルルス泉鹽	〇・〇七	水銀軟膏	〇・四一
キナ丁幾	〇・二〇	蒸溜水	〇・〇二		

12. 撒布劑	20瓦以下	A＋2	同	
13. 尿道注入劑	30瓦以下	A＋4	同	
14. 滴劑	10瓦以下	A＋4	同	
15. 頓服劑	3包以下	A＋0	同	

以上7. 乃至15. 一單位又ハ其ノ端數ヲ增ス毎ニ $\frac{A+N}{2}$ ヲ增ス

(Nハ特別手數料トス)

16. 注射劑其他滅菌ヲ要スルモノハ單位分量ヲ規定セス普通手數料ニ特別手數料30錢ヲ加算ス

17. 既製製劑類ヲ單味處方セラレタル場合ハ單位分量ヲ規定セス調劑手數料4錢トス

別表第三號　　容器代

I	投藥瓶	30瓦入	3	錢
		60	4	
		100	5	
		200	6	
		300	7	
		400	8	
II	點眼瓶	10	5	
III	軟膏鑵	25	3	
IIII	滴瓶	30	10	
V	藥袋藥包紙ハ無料トス			

(注意) 藥品原價表ニ記載ナキ藥品ヲ處方箋ニ依リテ調劑ヲ爲シタル場合ニ於テハ第二條第二項ニ依リ自己ノ購入シタル價格ニ其ノ四割ヲ加算シタルモノヲ原價トシテ計算スルコト。社會局ハ之レヲ査定シテ支拂ヲ爲スモノナリ。

(ニ) 日本醫師會の健康保險組合醫療引請

日本醫師會は健康保險組合の醫療引請に關しては左記の如く申合を爲して居る。

(1) 健康保險組合カ團體自由選擇主義ニ依リ療養給付ヲ爲サムトスルトキハ政府ト日本醫師會ト協定セル事項ニ準シテ之ヲ爲スコト一工場又ハ一作業場ニ多數ノ被保險者アル場合ハ醫師會ニ於テ當直醫ヲ置ク等ノ便宜ヲ計ルコト

(2) 健康保險組合カ直營ノ病院等ヲ有スル場合ニ於テ其ノ被保險者ニ對シテ團體自由選擇主義ヲ認ムルトキハ其ノ診療費ハ醫師會報酬規定ノ二割乃至三割減ヲ以テ之ニ應スルコト

前項ノ被保險者多數ナル場合ニハ健康保險組合ト協定シテ一定ノ人頭手當式ニ依ルヲ妨ケサルコト

(3) 健康保險組合ノ被保險者中通勤者ト寄宿者トアリテ其ノ療養給付費ヲ人頭手當式ニ依リ協定シタル場合ハ醫師會ニ於テ工場又ハ作業場ニ相當診療ノ施設ヲ爲スコト

(4) 健康保險組合カ土地ノ狀況ニ依リ團體自由選擇主義ニ依ル能ハサル爲メ囑託醫ヲ置ク場合ハ其ノ人選竝ニ報酬ニ關シテハ醫師會之カ協議ノ衝ニ當ルコト

(5) 健康保險組合ニ於テ診療施設ヲ有シ其ノ醫務ヲ醫師會ニ委囑シタル場合ハ之ニ應スルコト其ノ經費ニ關シテハ別ニ協定スルコト

(6) 健康保險組合ノ被保險者療養給付費ハ保險組合ヨリ日本醫師會又ハ道府縣醫師會ヲ經由シテ支拂フモノトス尙組合の醫療を引請けたる場合に於ける報酬計算方法に付ては次の如く申合せて居る。

日本醫師會ト健康保險組合トノ診療契約ニ於ケル報酬額支拂樣式

第一號式　(人頭手當式)(入院ヲ含ム)

(政)

（何々）健康保險組合カ（日本）醫師會ノ引請ケタル診療ニ對シ支拂フヘキ毎月分ノ報酬額ハ金七圓四拾貳錢六厘七毛ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ニ其ノ月末日現在ニ於ケル被保險者ノ總數ヲ乘シテ得タル額トス

前項ノ報酬ハ毎月十日迄ニ前月分ヲ支拂フモノトス

第二號式　（定額式）

（何々）健康保險組合カ（日本）醫師會ノ引請ケタル診療ニ對シ支拂フヘキ毎月分ノ報酬額ハ日本醫師會健康保險診療報酬點數計算規程ニ依ル一點ノ單價ヲ金貳拾錢トシ之ニ毎月被保險者ノ診療ヲ爲シタル保險醫ノ請求ニ係ル總點數ヲ乘シテ得タル額トス

前項ノ報酬ハ毎月二十五日迄ニ前月分ヲ支拂フモノトス

第三號式　（時價式）

（何々）健康保險組合カ（日本）醫師會ノ引請ケタル診療ニ對シ支拂フヘキ毎月分ノ報酬額ハ當該道府縣醫師會ニ於テ日本醫師會健康保險診療報酬點數計算規程ニ依リ政府ノ管掌スル被保險者ノ診療報酬トシテ毎月保險醫ニ分配スヘキ一點ノ單價ニ被保險者ノ診療ヲ爲シタル保險醫ノ請求ニ係ル總點數ヲ乘シテ得タル額ト其ノ額ノ百分ノ六ニ相當スル額トヲ合算シタル額トス但シ一點ノ單價金拾五錢ニ滿タサルトキハ金拾五錢トシ一點ノ單價金貳拾五錢ヲ超ユルトキハ金貳拾五錢トス

前項ノ報酬ハ毎月二十五日迄ニ前月分ヲ支拂フモノトス

第四號式　（二割五分減額式）　（入院ヲ除クモノニ適用ス）（金七圓四拾貳錢六厘七毛ノ二割五分減）

（何々）健康保險組合カ（日本）醫師會ノ引請ケタル診療ニ對シ支拂フヘキ毎月分ノ報酬額ハ金五圓五拾七錢ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ニ其ノ月末現在ニ於ケル被保險者ノ總數ヲ乘シテ得タル額トス

前項ノ報酬ハ毎月十日迄ニ前月分ヲ支拂フモノトス

第三章　保健施設

健康の保持及增進、即ち豫防的方面は傷病の治療と共に鳥兩翼、魚の水に於ける如く將又唇齒輔車の如き重大なる事項であるから健康保險法に於ても保險者が之に力を盡すことを認めて居る（法二三、則九）今之に關し施設し得べき事項の概目を擧ぐれば左の如し。

一、保健ニ關スル宣傳

(1) 講演、講話、講習會、映畫、展覽會
(2) 印刷物配布（ポスタン、パンフレット。リーフレット）
(3) 競技會（保健競爭）――授賞
(4) 安全第一又ハ衞生第一週間（或ハデー）

二、傷病ノ豫防ニ關スル施設

(1) 體格檢査（齒牙檢査ヲ含ム）
(2) 健康相談（妊婦健康相談モ）
(3) 健康狀態調査
(4) 一般的疾病負傷ニ關スル豫防施設
(5) 特ニ傳染病、結核、トラホーム、花柳病、感冒、消化器病ニ關スル豫防施設
(6) 日常ノ體溫、體重ノ測定
(7) 救急繃ノ配置

(8) 醫師ノ巡回視察
(9) 看護婦ノ常置(巡回視察)
(10) 衛生、保健主任者ノ常置
(11) 豫防注射ノ勵行
(12) 體育奬勵

三、健康診斷ニ關スル施設
(1) 前項豫防施設中ノ或ルモノ
(2) 血壓、血液、喀痰、糞便、尿ノ檢査
(3) 早期診斷
(4) 反應檢査(ピルケー、ワセルマン等)

四、保養ニ關スル施設
保養所、療養所ノ設置(山間、海岸、溫泉、林間等ニ)

第四章 事務整理

一、理事の事務執行
組合の事務は理事が執行すべきものであるが、理事が數人あるから各理事の協議に依り主として事務整理の任に當る理事を特定して置くのもよいと思ふ(例へば常務理事の如き者)尙輕易なる事項の決定は豫め右の理事に一任して置くのも一方法である。被保險者たる職員中より互選せられたる理事は往々にして組合の事務執行に與ることなく

徒らに名のみ列するに過ぎざるを見るは甚遺憾である被保險者たる議員中より互選せられたる理事と事業主の選定したる議員中より互選せられたる理事とは理事たる資格に何等の差異あるべきものでないから被保險者なる議員中より互選せられたる理事も組合の事務執行に參與する樣に努めなければならぬ。)

又理事長のみが事務執行に當るものをも見受ける樣であるが、理事會に於て理事長に一定事務を委任した場合は格別なるも、然らざれば理事長は內部の事務執行に付ては他の理事と同樣のものである。

從たる事務所を有する組合に在りては其の從たる事務所の事務に付ては理事會の決議を以て之を其の事務所に屬する理事に委任して置くことが便である。

理事が事務を執行するに當つて其の補助として事務員技術員を使用し得るは勿論である。極く輕易な事項に付ては其の決定をも理事の議を以て事務員に委任して差支ない。

事務員は組合事務を專門に取扱ふ者を置くに非ざれば事務の整理が行はれ難いと考へられる。事業主の使用人をして組合の事務員を兼務せしむる場合に於てもなるべく組合專屬の形になること が望ましい。然らざれば自然會社と組合との會計の如きも混淆せらるゝの弊を生ずる。

二、事務の分掌
被保險者多數にして事務の分量大なる組合に在りては事務員の數も一、二にして止まらないであらうから勢ひ各事務員に事務を分擔せしめ責任の所在を明かにしなければならぬ。

組合の大小に依りて其の事務を庶務、給付、會計等の課、係等に分くるのが適當であらうと思はれる。

三、文書の取扱
組合に到達した文書の番號、件名及發信者は總て之を文書件名簿(收受又は發送に係る文書の件名及之が處理の經過

を記載する帳簿にして必ずしも文書件名簿たるの名稱に限る意味のものでない)に記載し其の文書にも收受年月日及番號(文書件名簿の番號と同番號)を記載し又組合から發送する文書の件名及宛先も總て之を文書件名簿に記載して其の文書には番號を記するの必要がめる。

而して文書件名簿は收受と發送とを區別してもよし又之を區別せざるも一方法である。文書件名簿の番號と文書の番號とは同番號のものであるから收受と發送とを各別にすれば番號も自ら各別に順序を逐ふの必要がある。又文書件名簿は之を毎年改調するを可とする隨て文書番號は毎年一より始まるべきである。

收受文書處分案は之を別紙に認むるを本則とするが簡單なるもの又は常例に屬するものは本書適宜の箇所に朱書するも一方法である。

發送文書に付ては別に其の案文を起案し當該責任者の決判を得たる後之を淨書發送することが便宜である。かくすれば證憑書類が後まで保存される。

收受したる文書、起案したる文書等は之を適當に編纂保存するの必要がある。(文書保存規定の例參照)

四、口頭申告

被保險者よりの屆出又は願出の如きものは法令に依りて書面たることを要するものは例外として然らざるものは口頭にて之を受くることゝするがよい、此の場合には申出の要領を用紙に認め重要なるものに付ては申告人に讀聞かせ捺印等を押捺せしめ置くも可なりである。

五、注意事項

(1) 組合の簿冊と事業主の簿冊とを明に區別し二者の會計を混淆せしめざること。

(2) 帳簿の記入を怠らざること。

(3) 被保險者に對する書面の如きはなるべく平易なる文體を用ゐ場合に依りては振假名を施し又は注釋を加ふる等の方法を講じ以て記載事項の了解に便ならしむることゝすること。

(4) 通牒の類を等閑に附せざること。

(5) 官報には法令の制定改正がすべて登載せらるるから之を購讀せられたきこと。

第五章 諸例

一 規約の例

健康保險組合規約例(大正十五年八月二十四日官報彙報欄登載)

何健康保險組合規約

第一章 總則

第一條 本組合ハ組合員タル被保險者ノ健康保險ヲ管掌スルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ何健康保險組合ト稱ス

第三條 本組合ノ事務所ハ左ノ場合ニ之ヲ置ク

(主タル事務所)

何府縣何郡市何町村何番地

從タル事務所

何府縣何郡市何町村何番地

何府縣何郡市何町村何番地

第四條　本組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地左ノ如シ

何會社（何會社何工場）　何府縣何郡市何町村何番地

何會社（何會社何工場）　何府縣何郡市何町村何番地

何會社（何會社何工場）　何府縣何郡市何町村何番地

第五條　本組合ニ於テ公示スヘキ事項ハ組合ノ掲示場ニ掲示（何市ニ於テ發行スル何新聞ニ掲載）ス

第六條　本組合ノ帳簿及書類ノ保存ニ關スル規定ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第二章　組合會

第七條　本組合ノ組合會議員ノ定數ハ何人トス

第八條　左ニ掲クル者ハ議員タルコトヲ得ス

一　十八歳未滿（何歳未滿）ノ者

二　健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者

三　何々

第九條　議員ノ任期ハ何年トス（但シ事業主タル議員（事業主ノ選定シタル議員）ノ任期ハ無期限（何年）トス）

議員ノ任期ハ選定又ハ選擧ノ日ヨリ之ヲ起算ス

補闕ノ爲選定又ハ選擧セラレタル議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第　條（選擧區ヲ設クル場合ノ規定）　被保險者タル組合員ノ互選スル議員ハ各選擧區ニ於テ之ヲ選擧ス）

選擧區及各選擧區ニ於テ選擧スヘキ議員ノ數左ノ如シ

何工場（何事業場）　何　人

何工場（何事業場）　何　人

第十條　理事ハ選擧ノ期日前少クトモ七日間（何日間）投票及開票ノ日時、選擧會場竝選擧スヘキ議員ノ數ヲ公示スヘシ

（天災事變等ノ爲選擧ヲ行フコト能ハサルトキハ理事ハ其ノ選擧ヲ行フヘシ）

第十一條　理事（又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者）ハ選擧長ト爲リ選擧會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス」

理事ハ選擧人ノ中ヨリ（一選擧區ニ付）四人（何人）ノ選擧立會人ヲ指名スヘシ

第十二條　選擧人ハ選擧會場ニ於テ投票用紙ノ交付ヲ受ケ之ニ被選擧人一人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ

投票用紙ハ理事ノ定メタル一定ノ式ヲ用フルモノトス

第十三條　左ノ投票ハ之ヲ無效トス

一　成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ

二　現ニ組合會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三　一票中二人以上ノ被選擧人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四　被選擧人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ

五　被選擧權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

六　被選擧人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十四條　投票ノ效力ハ選擧立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選擧長之ヲ決ス

第十五條　議員ノ選擧ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ（各選擧區ニ於テ）選擧スヘキ議員ノ數ヲ以テ（其ノ選擧區ノ）有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ五分ノ一以上（何分ノ一以上）ノ得票アルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同シキトキハ選擧長抽籤ニ依リ之ヲ定ム

第十六條　選擧長ハ選擧錄ヲ調製シテ選擧ノ顚末ヲ記載シ選擧立會人ト共ニ之ニ署名スヘシ

第十七條　當選者定マリタルトキハ理事ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知スヘシ

當選者當選ヲ辭セムトスルトキハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以內（何日以內）ニ之ヲ理事ニ申立ツヘシ

第十八條　選擧スヘキ議員ノ數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付更ニ選擧ヲ行フ

第十九條　當選者當選ヲ辭シタルトキ、選擧ノ期日後ニ於テ被選擧權ヲ有セサルニ至リタルトキ又ハ死亡者ナルトキハ第十五條第一項但書ノ得票者ニシテ當選者ト爲ラサリシ者ヲ以テ順次當選者トス

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ得ルコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條　選擧ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選擧ノ結果ニ異動ヲ生スルノ虞アル場合ニ限リ其ノ選擧ヲ無效トス但シ當選ニ異動ヲ生スルノ虞ナキ者ヲ區分シ得ルトキハ其ノ者ニ限リ當選ヲ失フコトナシ

第二十一條　第十九條ノ規定ハ當選無效ト確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條　被保險者タル組合員ノ互選スル議員中闕員ヲ生シタルトキハ（其ノ選擧區ニ於テ）補闕選擧ヲ行フ但シ總選擧ノ日ヨリ六月以內（何月以內）ニ闕員ヲ生シタルトキハ第十九條ノ例ニ依ル

第二十三條　事業主ノ選定スル議員ハ補闕議員ヲ除クノ外各議員ニ付同時ニ之ヲ選定スヘシ

議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ事業主ハ遲滯ナク補闕議員ヲ選定スヘシ

第二十四條　（議員ノ選定ハ事業主ノ協議ニ依リ之ヲ爲スヘシ）

事業主議員ノ選定ヲ爲シタルトキハ文書ヲ以テ之ヲ理事ニ通知スヘシ

第二十五條　理事組合會ヲ招集セムトスルトキハ會議ノ日時及場所ヲ、急施ヲ要スル場合ヲ除クノ外開會ノ日ヨリ少クトモ三日前（何日前）ニ議員ニ通知スヘシ

議員定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ組合會招集ノ請求ヲ爲シタルトキハ理事ハ七日以內（何日以內）ニ之ヲ招集スヘシ

第二十六條　互選議員又ハ選定議員會議ニ出席スルコト能ハサルトキハ豫メ書面ヲ以テ各互選議員又ハ選定議員ニ委任シテ表決ヲ爲スコトヲ得

第二十七條　會議ニ出席スルコト能ハサル議員ノ委任ヲ受ケテ表決ヲ爲ス議員ハ委任ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ議長ニ提出スヘシ

第二十八條　組合員ハ組合會ノ會議ヲ傍聽スルコトヲ得但シ組合會ニ於テ傍聽禁止ノ議決アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條　會議錄ニハ左ニ揭クル事項ヲ記載ス

一　開會ノ日時及場所

二　議員ノ定數

三　出席シタル互選議員ノ氏名（數）及選定議員ノ氏名（數）

四　議事ノ要領

五　議決シタル事項及贊否ノ數

六　其ノ他必要ナル事項

第三十條　組合會ハ會議規則ヲ設クヘシ

第三十一條　議員ノ旅費額及其ノ支給方法ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第三十二條　被保險者タル議員其ノ職務ヲ行フ　ニ因リ平常ノ業務ニ對スル報酬ヲ受クルコトヲ得サル場合ニ於ケル補償ノ額ハ其ノ受クルコトヲ得サル報酬額ヲ標準トシテ理事之ヲ定メ組合ノ設立アル事業ニ於ケル報酬支拂日迄ニ之ヲ支給ス

第三章　理事

第三十三條　本組合ノ理事ノ定數ハ何人トス

第三十四條　理事ノ任期ハ何年トシ其ノ選擧ノ日ヨリ之ヲ起算ス

補闕ノ爲選擧セラレタル理事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

理事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第三十五條　理事及理事長ノ選擧ハ組合會ノ議決ヲ經テ定メタル方法ニ依ル

第三十六條　理事長故障アルトキ其ノ職務ヲ代理スヘキ理事ハ理事長之ヲ指名ス

第三十七條　第三十一條及第三十二條ノ規定ハ理事ノ受クヘキ旅費及補償ニ付之ヲ準用ス

第三十八條　本組合ニ必要ナル事務員ヲ置キ理事之ヲ任免ス

第四章　事業

第三十九條　療養ノ給付ニ關シ被保險者ノ選定シ得ヘキ醫師、齒科醫師及ヒ藥劑師ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ指定ス

第　條　健康保險法施行令第七十七條第一項ニ揭クル場合ノ外左ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給ス

一　何々

二　何々

第四十條　傷病手當金又ハ出產手當金支給期日ハ毎月何日、何日及何日トス（但シ毎月一回報酬ノ支拂ヲ受クル被保險者ニ付テハ毎月何日トス）

前項ノ期日休日ニ當ルトキハ之ヲ繰下ク（繰上ク）

毎支給期日ニ於テ支給スル傷病手當金又ハ出產手當金ハ其ノ支給期日ノ二日前（何日前）迄ニ請求アリタル分トス

第　條　（事業主ノ負擔スヘキ保險料額ノ負擔ノ割合ヲ增加スル場合ノ規定）保險料額ノ何分ノ何ハ事業主、何分ノ何ハ被保險者ニ於テ之ヲ負擔ス

第　條　（組合ノ設立アル事業ノ一部ニ付事業主ノ負擔割合ヲ增加スル場合ノ規定）何々ノ業務ニ使用セラルル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ハ其ノ何分ノ何、被保險者ハ其ノ何分ノ何ヲ負擔ス

第　條　（少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ付事業主ノ負擔割合ヲ增加スル場合ノ規定）報酬日額何々錢未滿ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔額ハ報酬日額何々錢以上何々錢未滿ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付事業主ノ負擔スヘキ額ト同額トス但シ其ノ額カ保險料ノ全額ヲ超過スル場合ニ於テハ事業主ノ負擔額ハ保險料ノ全額トス

第五章　財務

第四十一條　豫備費ヲ以テ充ツルコトヲ得ル費途左ノ如シ

一　保險給付費

二　保險施設費

第四十二條　準備金以外ノ財産ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ管理ス

一　有價證券ハ郵便局ニ保管ヲ託シ、確實ナル銀行ニ保護預トシ又ハ信託會社ニ信託ス

二　現金ハ郵便貯金ト爲シ、確實ナル銀行ニ預入レ又ハ信託會社ニ信託ス

三　前各號ニ揭クル以外ノ財産ノ管理ハ組合會ノ議決ヲ經タル方法ニ依ル

第　條　組合ニ於テ賣買、貸借、請負其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ總テ公告シテ競爭ニ付ス但シ契約ノ性質若ハ目的カ競爭ヲ許ササル場合、理事ニ於テ競爭ニ付スルヲ不利ト認ムル場合又ハ急迫ノ際競爭ニ付スルノ暇ナキ場合ニ於テハ指名競爭ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ル

（備　考）

本規約例ニ記載シタルモノノ外健康保險法施行令第二條第三項、第四條第四項、第五條第三項及第百一條ノ規定ニ依リ規約ニ委任セラレタル事項其ノ他必要ト認メラルル事項ハ別ニ條文ヲ設ケテ之ヲ記載スルコトヲ得

二　議員選擧執行に關する規定の例

何健康保險組合組合會議員選擧執行規程

第一條　組合會議員ノ選擧ノ執行ハ法令及規約ニ規定アルモノノ外本規程ニ依ル

第二條　還擧ニ際シ必要アリト認ムルトキハ選擧人ニ對シ豫メ選擧會場入場券ヲ交付ス

第三條　投票用紙ハ別記樣式ニ依ルモノヲ用フ

第四條　投票函ハ蓋ヲ爲シ得ル裝置トシ投票口ハ蓋ニ之ヲ設ク

投票函ノ蓋及投票口ニハ鎖鑰ヲ設ケ蓋ハ箱ニ密着シ得ルモノト爲シ投票口ハ閉塞シ得ルモノト爲ス

第五條　投票ノ記載場所ハ選擧人ノ投票ヲ覗ヒ又ハ投票ノ交換其ノ他不正ノ手段ヲ用フルコト能ハサラシムル爲相當ノ設備ヲ爲ス

第六條　選擧人ハ投票ノ場所ニ於テ氏名及工場（事業場）ニ於ケル勤務部屬ヲ述ヘ投票用紙ノ交付ヲ受クヘシ但シ入場券ノ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ入場券ヲ提出シテ投票用紙ノ交付ヲ受クヘシ

第七條　投票ハ選擧長及選擧立會人ノ面前ニ於テ選擧人自ラ之ヲ投函スヘシ

第八條　選擧人誤リテ投票用紙ヲ汚損シタルトキハ其ノ引換ヲ請求スルコトヲ得

第九條　投票時間內ニ選擧會場ニ入リタル選擧人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ爲スコトヲ得

第十條　選擧人ニ非サル被保險者ハ選擧會場ニ入ルコトヲ得ス

選擧人ハ選擧會場ニ於テ演說討論ヲ爲シ喧擾ニ渉リ又ハ投票ニ關シ協議若ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他選擧會場ノ秩序ヲ紊ス行爲ヲ爲スコトヲ得ス

前項ニ該當スル選擧人アル場合ニ於テハ選擧長ハ之ヲ制止シ仍其ノ命ニ從ハサルトキハ其ノ者ヲ選擧會場外ニ退出セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲サシムルコトヲ得但シ選擧長ニ於テ選擧會場ノ秩序ヲ紊スノ虞ナシト認ムルトキハ適宜ノ時間ニ於テ投票ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條　選擧人投票用紙ノ交付ヲ受ケタル後投票前ニ選擧會場ヲ退出セムトスルトキハ投票用紙ヲ返付スヘシ

第十二條　投票終リタルトキハ選擧長ハ投票函ノ投票口ヲ鎖シテ鑰ヲ施スヘシ

投票函ノ蓋及投票口ニ施シタル鑰ハ選擧長之ヲ保管スヘシ

第十三條　開票ハ特別ノ場合ヲ除クノ外投票ヲ終リタル後直ニ之ヲ行フ

第十四條　開票ノ場合ニ於テハ選擧長ハ選擧立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ヲ計算シ投票人ノ總數ト比較シ次ニ投票ノ點檢ヲ行ヒ同一被選擧人ノ得票數ヲ計算スヘシ

第十五條　前條ノ計算終リタルトキハ選擧長ハ各選擧人ノ得票數ヲ朗讀スヘシ

第十六條　投票ノ調査總テ終リタルトキハ選擧長ハ有效投票ト無效投票トヲ各一括シテ封筒ニ入レ選擧立會人ト共ニ之ニ封印ヲ施スヘシ

第十七條　選擧人ハ選擧會ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得但シ開票開始前ハ此ノ限ニ在ラス

（別記）

投票用紙ノ樣式

開披シタル場合ノ樣式

（此ノ端ヲ切目ニ差込ムモノトス）

內面

被選擧人

（切目）

（折目）

（切目）

（折目）

外面

何健康保險組合組合會議員選擧投票

組合印

（此ノ端ヲ切目ニ差込ムモノトス）

（切目）

（折目）

折疊ミタル場合ノ樣式

表面

何健康保險組合組合會議員選擧投票

組合印

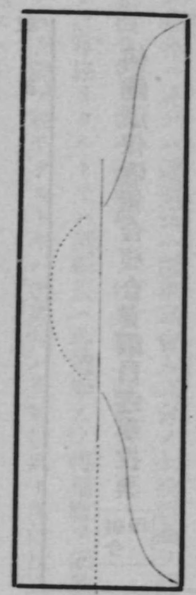

（切目）

備考　用紙ハ折疊ミタル場合ニ於テハ外部ヨリ被選擧人ノ氏名ヲ透視シ得サル紙質ノモノヲ用フ

三　議員選擧錄の例

昭和何年何月何日執行何健康保險組合組合會議員選擧會（補闕選擧會）選擧錄（何選擧區選擧會選擧錄）

一　選擧會場ハ本組合事務所（本組合何事務所）（何府（縣）何市（郡）何町（村）何番地何々方）ニ之ヲ設ケタリ

二　左ノ選擧立會人ハ執レモ選擧開始前迄ニ選擧會ニ參會シタリ

何工場（何事業場）何勤務　何某
何工場（何事業場）何勤務　何某
何工場（何事業場）何勤務　何某

選擧立會人何某ハ選擧開始時刻ニ至リタルモ選擧會場ニ參會セサルニ付理事ハ此ノ者ヲ解任シ左ノ者ヲ選擧立會人ニ指名シタリ

何工場（何事業場）何勤務　何某

三　選擧會ハ昭和何年何月何日午前（午後）何時ニ之ヲ開キタリ

四　選擧立會人中何某ハ一旦參會シタルモ午前（後）何時何々ノ事故ヲ以テ其ノ職ヲ辭シタルニ依リ理事ハ補闕トシテ左ノ者ヲ選擧立會人ニ指名シタリ

何工場（何事業場）何勤務　何某

五　選擧長ハ選擧立會人ト共ニ投票ニ先チ選擧會ニ參會シタル選擧人ノ面前ニ於テ投函ヲ開キ其ノ空虛ナルコトヲ示シタル後內蓋ヲ鎖シ選擧立會人ノ列席スル面前ニ之ヲ置キタリ

六　選擧長ハ選擧立會人ノ面前ニ於テ選擧人ヲ組合原簿乙部（選擧人名簿）ニ對照シタル後（到着番號札ト引換ニ）投票用紙ヲ交付シタリ

何工場（何事業場）何勤務　何某

七　選擧人ハ自ラ投票ヲ認メ選擧立會人ノ面前ニ於テ之ヲ投函シタリ

八　左ノ選擧人ハ誤リテ投票用紙ヲ汚損シタル旨ヲ以テ更ニ之ヲ請求シタルニ依リ其ノ相違ナキヲ認メ之ト引換ニ投票用紙ヲ交付シタリ

何工場（何工業場）何勤務　何某

九　左ノ選擧人ハ選擧會場ニ於テ演說討論ヲ爲シ（喧擾ニ渉リ）（投票ニ關シ協議ヲ爲シ）（何々ヲ爲シ）選擧會場ノ秩序ヲ紊シタルニ依リ選擧長ニ於テ之ヲ制止シタルモ其ノ命ニ從ハサルヲ以テ投票用紙（到着番號札）ヲ返付セシメ之ヲ選擧會場外ニ退出セシメタリ

何工場（何事業場）何勤務　何某

十　選擧長ハ選擧會場外ニ退出ヲ命シタル左ノ選擧人ニ對シ選擧會場ノ秩序ヲ紊スノ虞ナシト認メ投票ヲ爲サシメタリ

何工場（何事業場）何勤務　何某

選擧長ニ於テ選擧會場外ニ退出ヲ命シタル左ノ選擧人ハ最後ニ入場シテ投票ヲ爲シタリ

何工場(何事業場)何勤務　何某

十一　午後(前)何時ニ至リ選擧長ハ投票時間ヲ終リタル旨ヲ告ケ選擧會場ノ入口ヲ鎖シタリ

十二　午後(前)何時選擧會場ニ在ル選擧人ノ投票結了シタルヲ以テ選擧長ハ選擧立會人ト共ニ投票函ノ內蓋ノ投票口及外蓋ヲ鎖シタリ

十三　投票函ヲ閉鎖シタルニ依リ其ノ內蓋ノ鑰ハ選擧立會人何某之ヲ保管シ外蓋ノ鎖ハ選擧長之ヲ保管シタリ

十四　選擧會ニ於テ投票ヲ爲シタル選擧人ハ總數何人アリタリ

十五　昭和何年何月何日午後(前)何時ヨリ開票ヲ開始シタリ

十六　選擧長ハ選擧立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算シタルニ左ノ如シ

投票總數　何票
投票人總數　何人

投票總數ト投票人總數ト符合ス(……ト符合セス即チ投票總數ハ投票人總數ニ比シ何票多シ(少シ)其ノ理由何々ニ由ル)(其ノ理由不明ナリ)

十七　開票ノ結果有效又ハ無效ト決定シタル投票左ノ如シ

(一)　選擧立會人ニ於テ決定シタル投票數左ノ如シ

有效ト決定シタルモノ　何票
無效ト決定シタルモノ　何票

內

一、一票中二人以上ノ被選擧人ノ氏名ヲ記載シタルモノ　何票

二、被選擧人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ　何票

二、何　々　何票

(二)　選擧立會人ノ決定ニ付シタルニ可否同數ナルニ依リ選擧長ニ於テ決定シタル投票數左ノ如シ

有效ト決定シタルモノ　何票
無效ト決定シタルモノ　何票

內

一、被選擧人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ　何票

二、何　々　何票

三、何　々　何票

(三)　以上有效無效ト決定シタル投票數ノ合計左ノ如シ

有效ト決定シタルモノ　何票
無效ト決定シタルモノ　何票

內

一、一票中二人以上ノ被選擧人ノ氏名ヲ記載シタルモノ　何票

二、被選擧人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ　何票

三、被選擧權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ　何票

四、何　々　何票

五、何　々　何票

十八　午後(前)何時投票ノ點檢ヲ終リタルヲ以テ選擧長ハ各選擧人ノ得票數ヲ朗讀シタリ

十九　各被選擧人ノ得票數左ノ如シ

何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某

二十　選擧長ハ點檢濟ニ係ル投票ノ中有效ノモノハ得票者毎ニ之ヲ區別シ無效ノモノハ無效ノ事由毎ニ之ヲ區別シ各之ヲ一括シ更ニ有效ノモノト無效ノモノトハ別ノ封筒ニ入レ選擧立會人ト共ニ封印ヲ施シタリ

二十一　選擧スヘキ議員ノ數何人ヲ以テ有效投票ノ總數何票ヲ除シテ得タル數ハ何票ニシテ此ノ五分ノ一（何分ノ一）ノ數ハ何票ナリ

被選擧人中其ノ得票數右ノ數ニ達スル者左ノ如シ

何　票　何　某
何　票　何　某

何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某
何　票　何　某

右ノ中有效投票ノ多數ヲ得タル左ノ何人ヲ以テ當選者トス

但シ前記ノ內何某及何某ハ得票ノ數同シキニ依リ選擧長自ラ抽籤シタルニ（選擧長ハ何某ヲシテ抽籤セシメタルニ）何某當選セリ仍テ何某ヲ右ノ如ク當選者ト定メタルモノナリ

二十二　午後（前）何時選擧事務ヲ終了シタリ

選擧長ハ此ノ選擧錄ヲ作リ之ヲ朗讀シタル上選擧立會人ト共ニ玆ニ署名ス

昭和何年何月何日

（注意）
第九項及第十項の事項は選舉に關する規定中特に規定ある場合に認定を爲し得るものなり

四　議員選舉執行公示の例（其の一）

公示第何號
本組合ノ組合會議員昭和何年何月何日ヲ以テ任期滿了ニ付左記ニ依リ總選舉ヲ行フ
昭和何年何月何日

記

投票ノ日時
昭和何年何月何日午前（後）何時ヨリ午後何時迄
開票ノ日時
昭和何年何月何日午後（午前）何時ヨリ選舉會場及選舉スヘキ議員ノ數

選舉區	選舉會場	選舉スヘキ議員ノ數
何工場（何事業場）	本組合事務所	何人
何工場（何事業場）	本組合事務所	何人
何工場（何事業場）	何府（縣）何市町村何番地何々方	何人

何健康保險組合理事長　何某

選舉長（何選舉區選舉長）
何健康保險組合理事長（理事）　何某
選舉立會人（何選舉區選舉立會人）　何某
何某
何某
何某

五　議員の選舉執行公示の例（其の二）

公示第何號
本組合ノ組合會議員何某退職（死亡）ニ付左記ニ依リ補闕選舉ヲ行フ
昭和何年何月何日

記

投票ノ日時
昭和何年何月何日午前（後）何時ヨリ午後何時迄
開票ノ日時
昭和何年何月何日午後（午前）何時ヨリ

何健康保險組合理事長　何某

選擧會場　本組合事務所(本組合何事務所)(何府縣何市町村何番地何某方)

選擧スヘキ(選擧區及)議員ノ數　何人

(何選擧區)

六　議員選定の旨を事業主より理事に通知する書面の例

議員選定通知書

右ノ者ヲ昭和何年何月何日組合會議員ニ選定ス

右及通知候也

昭和何年何月何日

何健康保險組合理事長

何　某　殿

事業主　何　某㊞

七　組合會招集通知書の例

組合會招集書

左記事項ニ付昭和何年何月何日午前(後)何時本組合事務所ニ於テ組合會ヲ開會ス

右及招集候也

昭和何年何月何日

組合會議員

何　某　殿

記

一、昭和何年度收入支出追加豫算議決ノ件

二、昭和何年度收入支出決算承認ノ件

三、昭和何年度事業報告承認ノ件

四、規約中改正決議ノ件

五、何　々

何健康保險組合理事長　何　某㊞

八　組合會會議規則の例

何健康保險組合會會議規則

第一章　總　則

第一條　議員ノ席次ハ抽籤ヲ以テ定メ任期アルモノハ其ノ期間之ヲ据置ク

補闕議員ノ席次ハ前任者ノ席次ニ據ル但シ補闕ノ爲同時ニ議員ト爲リタル者二人以上アルトキハ其ノ席次ハ議長

ノ定ムル所ニ依ル

議員ノ定數增加ニ依リ選定又ハ選擧セラレタル議員ノ席次ハ議長ノ定ムル所ニ依ル

第二條　會期ヲ定メテ招集シタル會議ニ在リテハ議長ハ次日ノ會議日程及開議ノ時間ヲ定メ之ヲ會議ニ報告スヘシ

會議日程ニ定メタル事件ニシテ當日開議スルコト能ハサルトキ又ハ其ノ事件ノ會議了ラサルトキハ議長ハ更ニ會議日程ヲ定メ之ヲ會議ニ報告スヘシ

會議日程ニ定メタル事件了リタルトキハ議長ハ日程ノ追加ヲ爲スコトヲ得

第三條　本規則ノ疑義其ノ他會議中議題外ニ起リタル事件ハ議長之ヲ決ス但シ議長ニ於テ重大ナリト認ムル事件ハ會議ニ諮リ之ヲ決スルコトヲ得

第四條　議員ノ着席ハ振鈴ヲ以テ之ヲ報ス

第五條　議案又ハ報告書ハ開議前議長之ヲ議員ニ配付スヘシ

第六條　議長會議ヲ開カムトスルトキハ開議ノ旨ヲ宣告スヘシ

議案又ハ報告書ハ議長付議ノ後組合ノ事務員ヲシテ之ヲ朗讀セシムヘシ但シ議長ノ意見ニ依リ朗讀ヲ省略スルコトヲ得

第二章　讀會

第七條　議案ハ三讀會ヲ經テ確定ス但シ議長ハ會議ニ諮リ第二讀會又ハ第三讀會ヲ省略スルコトヲ得

第八條　第一讀會ニ於テハ議案ノ大體ニ就キ審議シ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ決スヘシ

第九條　第二讀會ニ於テハ議案ノ條項ヲ逐次審議ス但シ議長ハ會議ニ諮リ條項ノ順序ヲ變更シ又ハ數條項ヲ一括シ若ハ一條項ヲ分割シテ議事ニ付スルコトヲ得

第十條　第三讀會ニ於テハ議案ノ全體ニ就キ議決ス

第三讀會ニ於テハ字句ノ更正ノ外修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ二人以上(何人以上)ノ贊成者アルニ非サレハ之ヲ議題ト爲サス

第十一條　議案ニシテ特ニ審査ヲ要スルモノハ第一讀會ニ於テ議長ハ會議ニ諮リ又ハ會議ノ議決ニ依リ委員ヲ互選シテ之ニ審査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ委員ニ事件ヲ付託シタルトキハ其ノ報告ヲ待チテ第二讀會ヲ開ク

第三章　動議及建議

第十二條　動議ハ贊成者(何人以上ノ贊成者)アルニ非サレハ之ヲ議題ト爲サス

第十三條　建議案ヲ提出セムトスルトキハ二人以上(何人以上)ノ贊成者ト連署シタル文書ヲ議長ニ提出スヘシ但シ事件ノ簡單ナルモノハ議長ノ許可ヲ受ケ議場ニ於テ之ヲ述フルコトヲ得

第十四條　議題ト爲リタル動議又ハ建議ハ議長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ撤回スルコトヲ得ス

第十五條　動議又ハ建議ニシテ否決セラレタルモノハ其ノ會期中再ヒ之ヲ提出スルコトヲ得ス

第四章　發言討論

第十六條　議長ニ於テ開議ヲ宣告セサル間ハ議員ハ發言スルコトヲ得ス

第十七條　議員發言セムトスルトキハ起立シテ議長ト呼ヒ自己ノ氏名又ハ席次番號ヲ告ケ議長ノ許可ヲ受クヘシ

二人以上同時ニ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ其ノ一人ヲ指定シテ發言セシムヘシ此ノ場合ニ於テハ議員ノ發言ノ前後ニ關シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十八條　理事發言ヲ求ムルトキハ議長ハ直チニ之ヲ許可スヘシ但シ之カ爲議員ノ發言ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第十九條　討論ハ議題外ニ渉ルコトヲ得ス

議員ノ討論冗長ニ渉リ又ハ不必要ノ論議ト認ムルトキハ議長ハ之ヲ制止スルコトヲ得

第五章　採　決

第二十條　否決ノ動議ハ修正動議ニ先チ採決スヘシ

第二十一條　修正ノ動議ハ原案ニ先チ採決スヘシ

同一ノ議題ニ關シ修正ノ動議數箇提出アリタルトキハ議長ニ於テ原案ノ趣旨ニ最遠シト認メタルモノヨリ順次採決スヘシ

第二十二條　否決ノ動議及修正ノ動議總テ否決セラレタルトキハ原案ニ就キ採決スヘシ

第二十三條　議長ニ於テ採決ヲ爲サムトスルトキハ其ノ議題及採決スヘキ旨ヲ會議ニ宣告スヘシ

前項ノ宣告後ハ其ノ議題ニ關シ議員ハ發言スルコトヲ得ス

第二十四條　會議ニ列席スル議員ハ採決スヘキ議題ニ付可否ヲ表明スヘシ

第二十五條　表決ノ方法ハ起立ヲ以テ之ヲ爲ス但シ議長ノ意見ニ依リ他ノ方法ヲ用フルコトヲ得

第二十六條　表決ノ結果ハ議長之ヲ宣告スヘシ

第六章　秩　序

第二十七條　議員招集ニ應スルコト能ハス又ハ招集ニ應シタルモ會議ニ出席スルコト能ハサルトキ定刻前其ノ事由ヲ議長ニ屆出ツヘシ

第二十八條　議員ハ會議中私語其ノ他議事ヲ妨クルノ言動ヲ爲スコトヲ得ス

第二十九條　議員ハ會議中無禮ノ語ヲ用ヒ又ハ他人ノ一身上ニ渉リ討論スルコトヲ得ス

第三十條　會議中本規則ニ違背シ其ノ他議場ノ秩序ヲ素ス議員アルトキハ議長之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ當日ノ會議ノ終ル迄發言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去ヲ命スルコトヲ得

第三十一條　議場喧騷ニ渉リ整理シ難キトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第七章　傍　聽

第三十二條　組合會ノ傍聽ヲ爲サムトスル者ハ被保險者證ヲ受付掛ニ提示シテ入場スヘシ但シ被保險者證ヲ所持セサル場合ハ其ノ旨ヲ受付掛ニ申出テ承諾ヲ受ケテ入場スルコトヲ得

第三十三條　傍聽人ハ靜肅ヲ旨トシ會議ノ言論ニ對シ公然可否ヲ表明シ又ハ談話ヲ爲シ若ハ喧噪ニ渉リ其ノ他會議ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲スヘカラス

第三十四條　議長ヨリ傍聽禁止ノ宣告アリタルトキハ傍聽人ハ直ニ退場スヘシ

前項ニ違背スル傍聽人アルトキハ議長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ退場セシムルコトアルヘシ

第三十五條　傍聽人ハ前二條ニ定ムルモノノ外總テ議長其ノ他係員ノ指揮ニ從フヘシ

九　組合會會議錄及議案等の例

第何回組合會會議錄

昭和何年何月何日午前(後)何時何十分ヨリ組合事務所(何々)ニ於テ組合會ノ會議ヲ開ク

會議ノ目的タル事項及招集年月日左ノ如シ

目的タル事項

昭和何年度收入支出豫算ノ件　(議案第一號)

昭和何年度一時借入金限度ノ件（議案第二號）

療養給付手續規程中改正ノ件（議案第三號）

理事ニ於テ專決處置シタル何々ノ件（報告第一號）

招集通知ノ年月日

昭和何年何月何日

議員ノ定數ハ何人ニシテ出席シタル議員左ノ如シ

互選議員

何番　何某

何番　何某

何番　何某

何番　何某

何番　何某

選定議員

何番　何某

何番　何某

何番　何某

何番　何某

何番　何某

書面ヲ以テ出席議員ニ委任シテ表決ヲ爲シタル議員左ノ如シ

何番何某ハ何番何某ニ委任ス

議長ハ開議ヲ宣ス

議長ハ今回ノ會議ニ於ケル會議錄署名者ヲ決定スヘキ旨ヲ宣ス

議長ハ右ノ署名者ヲ二人トシ出席議員ニ於テ投票ヲ以テ互選スルコトトシタキ旨ヲ諮ル

一番（何某）ハ議長ノ提案通二人ヲ可トスルモ決定ノ方法ハ議長ノ指名ニ一任シタキ旨ヲ述フ此ノ時贊成ノ聲起ル

議長ハ一番ノ說ニ異議ナキヤヲ確メタルニ異議ヲ述フル者ナシ仍テ右ニ決シタル旨ヲ告ク

議長ハ左ノ者ヲ一人毎ニ署名者ニ指名シ其ノ都度異議ナキヤヲ確メタルニ異議ヲ述フル者ナキヲ以テ左ノ者ハ署名者ニ決シタル旨ヲ宣ス

何番　何某

何番　何某

議長ハ昭和何年度收入支出豫算ノ件ヲ議題ニ供ス

議長ハ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣ス

理事何某ハ原案ニ付何々（要旨ヲ記スコト）ト說明ス

五番（何某）ハ本件ハ重要事件ニ付委員ヲ選ヒ之ニ付託セラレタキ旨ヲ述ヘ一番及十番ハ之ニ贊成ノ旨ヲ述フ

議長ハ右ノ委員付託說ニ異議ナキヤヲ諮リタルニ異議ヲ述フル者ナシ仍テ委員ニ付託スルコトニ決シタル旨ヲ告ケ委員ノ數及互選方法ヲ諮ル

九番ハ委員ハ五人トシ議長ニ於テ指名セラレタキ旨ヲ述フ此ノ時異議ナシノ聲起ル
議長ハ本件ノ委員數及互選方法ヲ九番ノ說通ニ決シ異議ナキヤヲ確メタルニ異議ヲ述フル者ナシ仍テ右ニ決シタル旨ヲ告ク
議長ハ左ノ者ヲ一人毎ニ委員ニ指名シ其ノ都度異議ナキヤヲ確メタルニ異議ヲ述フル者ナキヲ以テ左ノ者ハ委員ニ決シタル旨ヲ告ク

何番　何某
何番　何某
何番　何某
何番　何某

議長ハ會議ノ休憩ヲ宣シ委員ニ對シ之ヨリ別室ニ於テ速ニ委員長ヲ互選シ本件ヲ審査セラレタシト希望ス時ニ午前(後)何時ナリ
三番(何某)ヨリ昭和何年度收入支出豫算審査委員長ニ就職シタル旨議長ニ屆出アリタリ
午前(後)何時何十分會議ヲ再開ス
議長ハ昭和何年度收入支出豫算ノ件ニ付休憩前ニ引續キ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣ス
昭和何年度收入支出豫算委員長三番(何某)ハ本件ハ委員會ニ於テ審査シタルニ原案ノ中支出第何款第何項ハ何々(要旨ヲ記スコト)ニ依リ多キニ過クルモノト認メラルルヲ以テ之ヲ何程ニ修正シ之ニ伴ヒ收入第何款第何項ヲ何程ニ修正スルヲ可ト認ムルコトニ決セル旨ヲ述フ

理事何某ハ右ノ委員ノ意見ニ對シ何々(要旨ヲ記スルコト)ニ付原案ヲ可トスル旨ヲ述フ
議長ハ質問者ナキヤヲ確メタルニ質問者ナシ
議長ハ第一讀會ヲ終了シタルモノト認メラルルニ付第二讀會ヲ開クヤ否ヲ諮ル
十番(何某)ハ本件ハ第二讀會ヲ開クノ必要ナシト述フ此ノ時贊成、反對ノ聲起ル
議長ハ第二讀會ヲ開カサルコトニ贊成ノ者ハ起立セラレタキ旨ヲ告ケタルニ起立者七名ナリ
議長ハ第二讀會ヲ開カサルコトニ贊成ノ者ハ起立セラレタキ旨ヲ告ケタルニ起立者七名ナリ
議長ハ第二讀會及第三讀會ヲ開カサルコトニ決シタル旨ヲ告ク
議長ハ本件ニ付採決ヲ爲ス旨ヲ宣シ委員ノ修正意見ニ同意ノ者ハ起立セラレタキ旨ヲ告ケタルニ起立者ハ七名ナリ
議長ハ本件ハ委員ノ意見通ニ修正確定シタル旨ヲ宣ス
議長ハ昭和何年度一時借入金限度ノ件ヲ議題ニ供ス
議長ハ本件ニ付テハ第二讀會及第三讀會ヲ省略スルコトトシタキ旨ヲ諮リタルニ異議ヲ述フルモノナシ仍テ右ニ決シタル旨ヲ告ク
理事何某ハ原案ニ付何々(要旨ヲ記スコト)ト說明ス
二番(何某)ハ原案ニ贊成ナル旨ヲ述フ此ノ時贊成ノ聲起ル
議長ハ本件ニ付採決ヲ爲ス旨ヲ宣シ原案ニ異議ナキヤヲ確メタルニ異議ヲ述フル者ナシ仍テ本件ハ原案ノ通可決確定シタル旨ヲ宣ス
議長ハ療養給付手續規程中改正ノ件ヲ議題ニ供ス

議長ハ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣ス

理事何某ハ原案ニ付何々（要旨ヲ記スコト）ト說明ス

八番（何某）ハ右ノ理事ノ說明ニ付テ何々（要旨ヲ記スコト）ト質問ス

理事何某ハ八番ノ右ノ質問ニ對シ何々（要旨ヲ記スコト）ト答辯ス

議長ハ他ニ質問者ナキヤヲ確メタルニ質問ナシノ聲起ル

議長ハ第二讀會ヲ開クコトヲ否トスル者ハ擧手セラレタシト告ケタルニ擧手者四名ナリ

議長ハ第二讀會ヲ開クコトヲ否トスル者ハ少數ナルニ付第二讀會ヲ開ク旨ヲ宣ス

議長ハ第二讀會ニ於テ各條ヲ一括シテ議事ニ付スルコトヲ諮リタルニ異議ナシノ聲起ル

議長ハ右ニ異議ナキヤヲ確メタルニ異議ヲ述フル者ナキヲ以テ右ニ決シタル旨ヲ告ク

二番（何某）ハ原案中「何々」ヲ「何々」ニ改メムトスルハ必要ナキモノナラスヤト質問ス

理事何某ハ二番ノ右ノ質問ニ對シ何々（要旨ヲ記スコト）ト答辯ス

議長ハ他ニ質問者ナキヤヲ確メタルニ質問者ナシ

議長ハ第二讀會ヲ終了シタルモノト認メラルルニ付第三讀會ヲ開ク旨ヲ宣ス

九番（何某）ハ原案ニ贊成ノ旨ヲ述ヘ五番及七番ハ之ニ贊成ノ旨ヲ述フ

議長ハ本件ニ付採決ヲ爲ス旨ヲ宣シ原案ニ異議ナキヤヲ確メタルニ異議ヲ述フル者ナシ仍テ本件ハ原案ノ通可決確定シタル旨ヲ宣ス

議長ハ理事ニ於テ專決シタル何々ノ件ヲ議題ニ供ス

理事何某ハ本件ハ何々（要旨ヲ記スコト）ノ爲急施ヲ要セシモノニシテ當時何々（要旨ヲ記スコト）ノ爲組合會ヲ招集スルノ暇ナカリシヲ以テ理事ニ於テ之ヲ專決シタル旨ヲ說明ス

議長ハ本件ハ報告ヲ了シタル旨ヲ宣ス

議長ハ閉議ヲ宣ス時ニ午前（後）何時何十分ナリ

昭和何年何月何日調製

議長　何某

議員　何某

議員　何某

【以下組合會議案及報告書の例】

議案第一號

昭和何年度何健康保險組合收入支出豫算書

收入

一金何程　收入豫算高

一金何程　支出豫算高

昭和何年度何健康保險組合收入支出豫算

收入

豫算			豫算説明				
科目 款	科目 項	豫算額	種目	本年度豫算額	前年度豫算額	増減	附記
一 健康保險收入		、、、、、円		、、、、、円	、、、、、円	、、、円	
	一 保險料	、、、、、		、、、、、	、、、、、	、、、	
			一 保險料	、、、、、	、、、、	、、、、	何々
	二 國庫負擔金收入	、、、、		、、、、	、、、、	、、	
			一 保險給付費國庫負擔金	、、、、	、、、、	、、	何々
	三 徴收金	、、		、、	、、	、	
			一 徴收金	、、	、、	、	何々
二 何々		、、、		、、、	、、、、	○	
	一 何々	、、、		、、、、	、、、、	○	
			一 何々	、、、	、、、、	△、、	何々
			二 何々	、、	、、	、、	何々
收入合計		、、、、、、		、、、、、、	、、、、、、	、、、	

支出

豫算			豫算説明				
科目 款	科目 項	豫算額	種目	本年度豫算額	前年度豫算額	増減	附記
一 事務所費		、、、、円		、、、、円	、、、、円	、、円	
	一 俸給	、、、、		、、、、	、、、、	○	
			一 職員俸給	、、、、	、、、、	○	何々
	二 諸給	、、、		、、、	、、、、	△、、	
			一 旅費	、、、	、、、	△、、	何々
			二 何々	、、	、、	○	何々
	三 何々	、、		、、	、、、	、	
			一 何々	、、	、、	、	何々
			二 何々	、、	、、	、	何々
(以下右ニ準シテ記載スルコト)							
支出合計		、、、、		、、、、、	、、、、、	、、	

昭和何年何月何日提出

理事長　理事　何某

理事　何某

理事　何某

理事　何某

議案第二號

昭和何年度一時借入金限度ノ件

昭和何年度一時借入金限度ヲ何程ニ定ムルモノトス

昭和何年何月何日提出

理事長　理事　何某

理事　何某

理事　何某

理事　何某

議案第三號

療養給付手續規程中改正ノ件

療養給付手續規程中左ノ通改正スルモノトス

第何條中「何々」ヲ「何々」ニ改ム

第何條中「何々」ヲ削ル

第何條ノ二　、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

、、、、

昭和二年何月何日提出

理事長　理事　何某

理事　何某

理事　何某

理事　何某

報告第一號

何々ノ件專決處置ノ件報告

何々ノ件ハ臨時急施ヲ要シ組合會ヲ招集スルノ暇ナカリシヲ以テ昭和何年何月何日左ノ通理事ニ於テ專決シ處置シタリ

何々、、、、、、、、、、、、、、

昭和二年何月何日提出

理事長　理事　何某

理事　何某

理事　何某

理事　何某

十　收入支出豫算の記載例

昭和何年度何健康保險組合收入支出豫算書

收入

一金、、、、、圓

支出

一金、、、、、圓

收入豫算高

支出豫算高

豫算を經常、臨時の二部に分ちたる場合は次の如く記載すること

收入

一金、、、、、圓

一金、、、、、圓

合計、、、、、圓

經常部豫算高

臨時部豫算高

支出

一金、、、、、圓

一金、、、、、圓

合計、、、、、圓

經常部支出高

臨時部支出高

昭和何年度何健康保險組合收入支出豫算

豫算科目 款	項	豫算額	豫算說明 種目	本年度豫算額	前年度豫算額	增減	附記
一 健康保險收入		円		円	円	円	
	一 保險料						
			一 保險料				被保險者何人分一人當何程
	二 國庫負擔金收入						
			一 保險給付費國庫負擔金				保險給付所要費何程ノ十分ノ一（被保險者一人平均二圓何人）
	三 徵收金						
			一 徵收金				法第四十八條ニ依ル徵收金何程 法第五十九條ニ依ル徵收金何程
二 繰越金							
	一 前年度繰越金						
			一 前年度歳計剩餘繰越金				前年度歳計剩餘金ノ何分ノ何
三 繰入金							
	一 準備金繰入						

豫算 科 款	項	目	豫算額	豫算說明 種目	本年度豫算額	前年度豫算額	增減	附記
			円	一 準備金限度外部分繰入	円	円	円	何費充當
四 組合債	一 組合債			一 病院新築(何)組合債				
五 寄附金	一 寄附金			一 病院新築費指定寄附				
				二 何費指定寄附				
六 何々	一 何々			一 何々				
				二 何々				
七 雜收入	一 利子							

科 款	項	目	豫算額	種目	本年度豫算額	前年度豫算額	增減	附記
				一 支拂餘裕金利子				
	二 分娩給付費分擔金			一 分娩給付費用分擔金				
	三 何々			一 何々				
				二 何々				
	四 雜入			一 不用品賣却代				
				二 何々				
收入合計								

支出

豫算 科 款	項	目	豫算額	豫算說明 種目	本年度豫算額	前年度豫算額	增減	附記
一 事務所費	一 俸給		円	一 職員俸給	円	円	円	書記(何々)月俸平均何程何人 技手(何々)月俸平均何程何人

科目	豫算額	本年度豫算額	前年度豫算額	增減	附記
二諸給費	円	円	円	円	
一旅費					理事旅費何程 職員旅費何程
二理事報酬補償					日額平均何程延何日
三雜給					雇給日給平均何程何人 囑託給何程 給仕給平均何程何人 何々
三需用費					
一備品費					器具費何程 圖書費何程
二消耗品費					用紙等代何程 薪炭等代何程
三印刷費					
四通信運搬費					通信費何程 運搬費何程
四雜費					
一電燈費					
二電話費					
三何々					

二組合會費					
一諸給					
一議員旅費					日額平均何程延何日
二議員報酬補償					
三何々					
二需用費					
一備品費					器具費
二消耗品費					用紙等代何程 薪炭等代何程
三印刷費					
四通信運搬費					通信費何程 運搬費何程
三雜費					
一電燈費					
二何々					
三雜費					
三保險給付費					
一療養諸費					

歳		算	歳	算				説明
科目		歳算額	目種	歳本年額度	歳前年額度	増減	附記	
款	項							
		円	一 療養給付費	円	円	円	一件平均何程何件	
			二 療養費				一件平均何程何件	
	二 傷病手當金							
			一 傷病手當金				日額平均何程延何日	
	三 埋葬諸費							
			一 埋葬料				一件平均何程何件	
			二 埋葬費				一件平均何程何件	
	四 分娩費							
			一 分娩費				一件平均何程何件	
	五 助産費							
			一 助産費				産助院産費一件平均何程何件	
	六 出産手當金							
			一 出産手當金				日額平均何程延何日	
四 保健施設費								

	一 保健施設費							
			一 保健宣傳費					何講費演子何會配程諸費何程
			二 健康診査費					醫師手當何程
			三 何々					
五 組合債費								
	一 元金償還							
			一 元金償還					ノ昭和何年度起債病院新築（何々）ノ爲ノ分
	二 利子							
			一 利子					ノ昭和何年元金起何債程病ニ院新ス築ル（何利々）子
六 雜費								
	一 費事務所雜							
			一 修繕費					何修繕何坪一坪平均何程
	二 病院雜費							
			一 新築費					附均二階何建設費（附坪）二階建坪（延坪）（本館）何造坪一階建物坪一建新築坪平均何程（何造）新築ヨンクリート（建造）坪家平建
			二 土地購入費					敷地何坪一坪平均何程

豫算			豫算說明				
科目		豫算額	種目	本年度豫算額	前年度豫算額	增減	附記
款	項	円		円	円	円	
	三何々		三設計監督費				設計費何程 工事監督費何程
			一何々				
			二何々				
七病院費							
	一俸給						
			一醫員俸給				月俸平均何程何人
			二藥局員俸給				月俸平均何程何人
			三事務員俸給				月俸平均何程何人
	二諸給						
			一旅費				醫員旅費何程 事務員旅費何程
			二看護婦給				月給(日給)平均何程何人
			三雜給				給仕給日給平均何程何人 小使給日給平均何程何人 何々

	三需用費						
			一備品費				器具機械費何程 圖書費何程
			二消耗品費				用紙等代何程 薪炭等代何程
			三印刷費				
			四通信運搬費				通信費何程 運搬費何程
	四雜費						
			一電燈費				
			二電話費				
			三何々				
			四雜費				
八何々							
	一何々						
			一何々				
			二何々				
九雜支出							
	一借入金利子						
			一一時借入金利子				

豫算 科目 款	項	豫算額	豫算説明 種目	本年度豫算額	前年度豫算額	增減	附記
	二 分娩給付費用分擔金	円		円	円	円	
			二 分娩給付費用分擔金				
	三 何々						
			一 何々				
			二 何々				
	四 雜費						
			一 何々				
			二 何々				
十 何費本年度支出額							
	一 何費何年度支出額						
			一 何々				
			二 何々				
十一 豫備費							
	一 豫備費						
			一 豫備費				
支出合計							

（注意）
一、健康保險法施行規則樣式第七號備考を參照すること
二、豫算の金額は圓位に止むること
三、收入合計と支出合計とを一致せしむること
四、前年度豫算に計上せる科目は當年度に於て計上せざる場合と雖之を揭け（順序番號を附せず）「豫算額」欄及「本年度豫算額」欄には「〇」又は「ー」を記載すること、「前年度豫算額」欄及「增減」欄は之を記載せざること
五、保險料の附記欄は被保險者の種別等に依り稍詳細に分別して記載するも可なり
六、病院費又は產院費の科目を設くるは組合か之等施設を直營せる場合に限ること
七、支出豫算中保險給付に要する費用（保險給付費、病院費及產院費）以外の經費の總計はなるべく保險給付に要する費用の十分の一程度とすること
八、支出の部第十款は繼續費の當該年度分を計上したる例なり
九、準備金繰替使用、一時借入金は豫算に計上を要せざること、（但し一時借入金の利子は之を計上すること）

十一　繼續費年度割表の記載例

自昭和何年度
至昭和何年度　何健康保險組合病院新營費繼續支出年度割表

科目 款	項	昭和何年度	昭和何年度	昭和何年度	計	説明 種目	金額	附記
病院新營費		四〇、八〇〇円	三〇、七〇〇円	二八、五〇〇円	一〇〇、〇〇〇円		円	
	一 新築費	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二八、〇〇〇	六八、〇〇〇	一 本館新築費	六〇、〇〇〇	鐵筋コンクリート造二階建延坪三百坪一坪平均二百圓

歳入簿の記載例

第1款健康保險收入第1項保險料第1目保險料

年月日	摘要	豫算額	調定額	收入額	未收入額	豫算額ト收入額トノ差
		円 12,300 00	円	円	円	円 12,300 00
昭和2年5月10日	昭和2年4月分保險料事業主何會社へ納額通知書發付		1,015 20		1,015 20	
5月15日	昭和2年4月分保險料被保險者何某へ納額通知書發付		70		1,015 90	
5月28日	昭和2年4月分保險料被保險者何某納			70	1,015 20	12,299 30
5月31日	昭和2年4月分保險料事業主何會社納			1,015 20	0	11,284 10
月計		12,300 00	1,015 90	1,015 90	0	11,284 10
6月12日	昭和2年5月分保險料事業主何會社へ納額通知書發付		1,021 01		1,021 01	
△6月25日	△昭和2年5月分保險料業主何會社へ納額減額通知書發付		△ 1 00		1,020 01	
6月30日	昭和2年5月分保險料事業主何會社納			1,020 01	0	10,264 09
月計			1,020 01	1,020 01		
通計		12,3 00	2,035 91	2,035 91	0	10,264 09

（注意）

一、五月十五日調定の七十錢は健康保險法第二十條の規定に依る被保險者に對する保險料の例なり

二、六月二十五日の調定減額は收入前に係る保險料の例なり

三、收入後過納に係る保險料を健康保險法施行令第百條第二項の規定に依り爾後六月以内の期日に於て納付せらるべき保險料に充つる場合に於ては特に減額通知書を發付するの必要なきものにして此の場合に於ては過納金を充つる納期の保險料の納額通知書の金額は過納の金額を控除したる金額を記載すれば可なるものなり

四、△印は朱書とすること但し朱書せずして△印を付するも妨げなし（以下同じ）

十二　歳入簿歳出簿及現金納入簿の記載例

科目 款	項	昭和何年度	昭和何年度	昭和何年度	計	説明 種目	金額	附記
		円	円	円	円	二 附屬建物新築費	五、000	本造平家建建坪五十坪一坪百圓
						三 附屬設備費	三、000	周圍柵下水其ノ他
	二 土地購入費	三〇、000			三〇、000			
						一 土地購入費	三〇、000	敷地五百坪一坪平均六十圓
	三 設計監督費	八〇〇	七〇〇	五〇〇	二、000			
						一 設計監督費	二、000	設計費五百圓 工事監督費千五百圓
合計		四〇、八〇〇	三〇、七〇〇	二八、五〇〇	一〇〇、000		一〇〇、000	

右財源左ノ如シ

種別	昭和何年度	昭和何年度	昭和何年度	計
準備金限度外部分繰入	五、000円	円	円	五、000円
組合債	三〇、000	三〇、000	一〇、000	七〇、000
寄附金	一五、000	五、000	五、000	二五、000
合計	五〇、000	三五、000	一五、000	一〇〇、000

（注意）

一、本例は病院新營費の三箇年度繼續支出の例を示したるものにして他は總て之に準すること

二、繼續費と爲す費用に付特定の財源なきときは財源に關する事項の記載を要せざること勿論なり

第3款保険給付費第1項療養諸費第1目療養給付費

年月日	摘要	豫算額	支出額	豫算殘額
		円 5,350 00	円	円 5,350 00
昭和2年4月15日	患者移送車代 何某へ支拂		10 00	5,340 00
4月20日	患者看護手當 看護婦何某へ支拂		7 00	5,333 00
4月30日	藥劑代 何某へ支拂		25 00	5,308 00
月計		5,350 00	42 00	5,308 00
5月4日	昭和2年4月分診療報酬 何縣醫師會へ支拂		415 60	4,892 40
5月10日	何某外何名入院料 何病院へ支拂		38 00	4,854 40
5月20日	何某入院料 何病院へ支拂		10 00	4,844 40
5月31日	何某診察料 醫師何某へ支拂		21 00	4,823 40
月計			484 60	
通計		5,350 00	526 60	4,823 40
(此ノ間ノ記載ヲ省略ス)				
昭和3年3月5日	昭和3年2月分診療報酬 何縣醫師會へ支拂		989 23	21 73
3月31日	豫備費ヨリ移ス	1,003 34		1,025 07
月計		1,003 34	989 23	
通計		6,353 34	5,328 27	1,025 07
4月7日	昭和3年3月分診療報酬 何縣醫師會へ支拂		973 41	51 66
4月10日	患者移送人夫代 何某へ支拂		3 00	48 66
4月15日	何某入院料 何病院へ支拂		20 00	
同日	何某外何名入院料 何病院へ支拂		28 66	0
月計			1,025 07	
通計		6,353 34	6,353 34	0

第5款寄附金第1項寄附金第1目病院新營費指定寄附金

年月日	摘要	豫算額	調定額	收入額	未收入額	豫算額ト收入額トノ差
		円 5,000 00	円	円	円	円 5,000 00
昭和2年10月1日	豫算追加	2,000 00				7,000 00
10月30日	病院新營費指定寄附金 何會社ヨリ受入			6,000 00		1,000 00
月計		2,000 00		6,000 00		
通計		7,000 00		6,000 00		1,000 00
昭和3年3月2日	病院新營費指定寄附金 何會社ヨリ受入			1,100 00		△ 100 00
月計				1,100 00		
通計		7,000 00		7,100 00		△ 100 00

歲出簿の記載例

第1款事務所費第3項需用費第1目備品費

年月日	摘要	豫算額	支出額	豫算殘額
		円 50 00	円	円 50 00
昭和2年7月23日	机修繕料 何某へ支拂		5 00	45 00
7月25日	椅子外2品代 何某へ支拂		12 25	32 75
月計		50 00	17 25	32 75
△8月1日	△昭和2年4月25日何某へ支拂ノ椅子外2品代中過渡ニ付戻入		△ 10	32 85
△8月18日	△豫算更正ノ爲減	△ 10 00		22 85
8月31日	書籍代 何某へ支拂		5 00	17 85
月計		△ 10 00	4 90	
通計		40 00	22 15	17 85
△昭和3年3月15日	△第1款第3項第3目印刷費へ流用	△ 10 00		7 85
3月23日	昭和2年1月10日何某へ支拂ノ書棚代ノ科目ヲ第1款第3項第2目消耗品費トセシハ誤ニ付本目ニ更正		5 00	2 85
月計		△ 10 00	5 00	
通計		30 00	27 15	2 85

收支差引殘

年月日	摘要	收入額	收入累計額	支出額	支出累計額	差引殘
		円	円	円	円	円
昭和2年4月10日	一時借入金借入					2,000 00
同日				230 00	230 00	1,770 00
4月15日				10 00	240 00	1,760 00
4月20日				89 21	329 21	1,670 79
4月30日				567 89	897 10	1,102 90
5月4日				415 60	1,312 70	687 30
5月10日				38 00	1,350 70	649 30
5月20日				10 00	1,360 70	639 30
5月28日		70	70			640 00
5月30日		650 00	650 70			1,290 00
5月31日		1,105 20	1,665 90	21 00	1,381 70	2,284 20
△同日	△一時借入金返済					△2,000 00
改通計			1,665 90		1,381 70	284 20
6月1日		5 00	1,670 90	12 34	1,394 04	276 86

（注意）

「摘要」欄に收入又は支出ありたる科目を記載し置く方か後日調査の際便利なることあるべし（即ち收入第何款第何項第何目、支出第何款第何項第何目と記載するが如し）

第11款豫備費第1項豫備費第1目豫備費

年月日	摘要	豫算額	支出額	豫算殘額
		円	円	円
		3,000 00		3,000 00
昭和3年3月2日	第3款第2項第1目傷病手當金ニ充當		1,250 00	1,750 00
同日	第3款第6項第1目出產手當金ニ充當		500 00	1,250 00
3月31日	第3款第1項第1目療養給付費ニ充當		1,003 34	
同日	第3款第2項第1目傷病手當金ニ充當		159 20	
同日	第3款第6項第1目出產手當金ニ充當		2 59	84 87
月計		3,000 00	2,915 13	84 87

一時借入金及準備金繰替使用

年月日	摘要	借入額	返還額	未返還額
		円	円	円
昭和2年4月10日	何會社ヨリ借入	2.000 00		2,000 00
月計		2,000 00		2,000 00
5月31日	何會社ヘ返還		2,000 00	0
月計			2,000 00	
通計		2,000 00	2,000 00	0
8月25日	準備金ヨリ繰替	700 00		700 00
8月31日	準備金ヘ戻入		700 00	0
月計		700 00	700 00	
通計		2,700 00	2,700 00	0

現金出納簿の記載例

年月日	科目	摘要	受入 現金	受入 預金	拂出 現金	拂出 預金	差引残 現金	差引残 預金	差引残 計
			円	円	円	円	円	円	円
昭和2年4月10日	一時借入金	何会社ヨリ借入	2,000 00				2,000 00	0	2,000 00
同日	第1款第1項第1目	保健思想宣傳冊子代何某へ支拂			230 00		1,770 00	0	1,770 00
同日		何銀行へ預入			1,700 00		70 00	1,700 00	1,770 00
4月15日	第3款第1項第1目	患者移送車代何某へ支拂			10 00		60 00	1,700 00	1,760 00
4月20日	第3款第1項第1目	患者看護手當何某へ支拂			7 00		53 00	1,700 00	1,753 00
同日	第3款第4項第1目	分娩費何某へ支給			20 00		33 00	1,700 00	1,733 00
同日	第3款第3項第1目	埋葬料何某へ支給			30 00		3 00	1,700 00	1,703 00
同日	第1款第3項第2目	用紙代何某へ支拂				12 21	3 00	1,667 79	1,690 79
同日	第1款第2項第3目	雇給何某へ支拂				20 00	3 00	1,667 79	1,670 79
4月30日		何銀行ヨリ拂戻	50 00				53 00	1,617 79	1,670 79
同日	第3款第1項第1目	藥劑代何某へ支拂			25 00		28 00	1,617 79	1,645 79
同日	第3款第2項第1目	傷病手當金何某へ支給			12 00		16 00	1,617 79	1,633 79
同日	第3款第2項第1目	傷病手當金何某へ支給			15 00		1 00	1,617 79	1,618 79
同日		何銀行ヨリ拂戻	550 00				551 00	1,067 79	1,618 79
同日	第6款第2項第1目	病院建物修繕請負金何某へ支拂			500 00		51 00	1,067 79	1,118 79
同日	第3款第6項第1目	出産手當金何某へ支給			15 89		35 11	1,067 79	1,102 90

十三　準備金管理方法に關する規定の例

何健康保險組合準備金管理規程

第一條　本組合ノ準備金ハ現金ヲ以テ之ヲ保有スルモノトス但シ總額ノ何分ノ何ヲ超エサル程度ニ限リ有價證券ニ代ヘテ之ヲ保有スルコトヲ得

前項ノ有價證券ハ國債證券又ハ地方債證券ニ限ル

第二條　現金ハ郵便貯金ト爲シ、確實ナル銀行ニ預入レ又ハ信託會社ニ信託ス

第三條　有價證券ハ郵便局ニ保管ヲ託シ確實ナル銀行ニ保護預トシ又ハ信託會社ニ信託ス

十四　準備金臺帳の例

金員ノ部

年月日	摘要	積立金又ハ使用額	現在額	備考
		円	円	
昭和二年六月一日	昭和元年度收支決算殘金一部積立	一、〇〇〇 00	一、〇〇〇 00	
昭和三年一月十二日	銀行預金利子積立	四六 六六	一、〇四六 六六	
〃同日	有價證券購入	△三九〇〇〇	六五六 六六	
昭和三年六月一日	昭和二年度收支決算殘金積立	八五七 八九	一、五一四 五五	
昭和四年一月五日	銀行預金利子積立	五一二五	一、五六一 八〇	

年月日	摘要	積立金又ハ使用額	現在額	備考
△昭和四年三月十五日	△保險給付費用ニ使用	△一、〇〇〇〇〇	五六五八〇	
昭和四年六月一日	昭和三年度收支決算殘金積立	一、五七二〇〇	二、一三七八〇	
△昭和四年六月一日	△有價證券購入	△二〇〇〇〇	一、九三七八〇	
△昭和四年七月八日	△支拂現金ニ繰替	△一、〇〇〇〇〇	九三七八〇	
昭和四年九月十六日	支拂現金ヨリ返還	一、〇〇〇〇〇	一、九三七八〇	
昭和四年十二月十日	有價證券賣渡	二〇〇〇〇	二、一三七八〇	

有價證券ノ部

種類	證券ノ記號及番號	額面額	購入代價	所有權取得年月日	所有權喪失年月日及事由	備考
何分利國庫債券	何第何號	二〇〇円〇〇	一九五円〇〇	昭和三年一月十二日	昭和四年十二月十日賣渡	
何分利國庫債券	何第何號	二〇〇〇〇	一九五〇〇	同日		郵便局ヘ保管預ケ（通帳記號番號何第何號）
昭和三年一月十二日現在合計	二枚	四〇〇〇〇				
第何回勸業債券	何第何號	二〇〇〇〇	二〇〇〇	昭和四年六月一日		何信託會社ニ信託
昭和四年六月一日現在合計	三枚	六〇〇〇〇				
昭和四年十二月十日現在合計	二枚	四〇〇〇〇				

合計ノ部

年月日	積立額又ハ使用額	積立現在額	保險給付費用前三年度平均年額	備考
昭和二年六月一日	一、〇〇〇円〇〇	一、〇〇〇円〇〇	一二、〇〇〇円〇〇	
昭和三年一月十二日	四六六六	一、〇四六六六	一二、〇〇〇〇〇	
同日	一〇〇〇	一、〇五六六六	一二、〇〇〇〇〇	有價證券ヲ額面以下ニテ購入ニ付其ノ差額
昭和三年六月一日	八五七八九	一、九一四五五	一二、一五〇〇〇	
昭和四年一月五日	五一二五	一、九六五八〇	一二、一五〇〇〇	
△昭和四年三月十五日	△一、〇〇〇〇〇	九六五八〇	一二、一五〇〇〇	
昭和四年六月一日	一、五七二〇〇	二、五三七八〇	一一、〇五〇〇〇	

（注意）

一、準備金か金員のみなるときは金員の部に「保險給付前三年度平均年額」欄を設けて記載すること

二、△印は朱書すること但し朱書せずして△印を附するも妨けなし

三、横書式とするを便とすることあるべし

十五　備品臺帳の例

器具及機械の部　（圖書の部）

番號	品名	數量	價格	取得年月日	廢失年月日	備考
1	何々	1	円 25 10	昭和何年何月何日購入		
2	何々	2	500	昭和何年何月何日何某ヨリ寄附		
3	何々	1	120	昭和何年何月何日購入	昭和何年何月何日毀損	

（注　意）

一、病院又は藥局を設くる組合に在りては事務所と病院又は藥局の分とは別冊と爲し又は口座を分ち且器具及機械の部と圖書の部とは口座を分つこと

二、「價格」欄には購入に係るものは其の代價、寄附に係るものは受入當時の見積價格を記載すること

三、本臺帳は總書の式に依るも亦可なり

十六　消耗品受拂簿の例

美濃全判紙（何々）　事務所費（何々）ノ部

年月日	摘要	受	拂	現在
	前年度ヨリ繰越	枚 1,000	枚	枚 1,000
大正何年 4月 10日	何書記渡		300	700
4月 25日	何理事渡		200	500
月計		1,000	500	500
5月 1日	何書記渡		100	400
5月 7日	何技手渡		200	200
5月 10日	購入	2,000		2,200
5月 18日	何書記渡		300	1,900
月計		2,000	600	
通計		3,000	1,100	1,900

（注　意）

事務所、組合會、病院等の別に從ひ口座を分ち又は別冊と爲し且品目毎に口座を分つこと

十七　文書保存に關する規定の例

何健康保險組合文書保存規程

第一條　本組合ノ文書ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ保存ス但シ第三種ニ屬スル文書ニシテ輕易ナルモノハ理事ノ定ムル所ニ依リ保存期間ヲ一年ト爲スコトヲ得

第一種　永　年
第二種　十　年
第三種　三　年

前項ノ文書ノ種別ハ別表ニ依ル

第二條　一事件ノ文書ニシテ前條第一項ノ種別ノ二以上ニ涉ルモノハ保存期間ノ長キ種別ニ屬ス

第三條　保存期間ハ書類ノ處分ノ完結又ハ帳簿ノ使用ヲ終リタル年(會計ニ關スルモノハ年度)ノ翌年(會計ニ關スルモノハ翌年度)ヨリ之ヲ起算ス

第四條　保存期間滿了シタル文書ト雖仍繼續シテ保存スルノ必要アルモノハ理事ニ於テ更ニ相當ノ期間ヲ定メテ之ヲ保存ス

(別表)

第一種

組合ノ設立ニ關スル書類
規　約
組合ニ於テ定メタル規定
監督官廳ノ通牒等ニシテ例規ト爲ルヘキモノ
事業報告書
收入支出豫算
收入支出決算
財產目錄
組合會會議錄
保險料率ニ關スル書類
組合ノ分併ニ關スル書類
組合ノ分割ニ關スル書類
組合ノ設立ア ル事業ノ編入及削除ニ關スル書類
其ノ他理事ニ於テ永年保存ノ必要アリト認メタル書類及帳簿

第二種

醫療機關ニ關スル書類
保險給付ノ決定及執行ニ關スル書類
被保險者ノ保健施設ニ關スル書類
歲入簿
歲出簿
現金出納簿

其ノ他會計ニ關スル帳簿
保險料及其ノ他ノ徴收金ノ調定ニ關スル書類
費目流用、一時借入金其ノ他豫算ノ經理ニ關スル書類
收入支出ノ證憑ニ關スル書類
訴願及訴訟ニ關スル書類
健康保險審査會ニ關スル書類
其ノ他理事ニ於テ十年間保存ノ必要アリト認メタル書類及帳簿

第三種

第一種及第二種ニ屬セサル書類及帳簿

附錄

法令補遺

（産業組合發行健康保險法規（三版）ニ登載ナキ健康保險法令）

健康保險法施行令中改正ノ件（昭和二年三月勅令第三十號）

健康保險法施行令中左ノ通改正ス

第百條ニ左ノ一項ヲ加フ

保險料ニ過納アルトキハ保險者ハ其ノ過納金ヲ爾後六月以內ノ期日ニ於テ納付セラルヘキ保險料ニ充ツルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

健康保險法施行令中改正ノ件（昭和二年六月三十日勅令第二百二十號）

健康保險法施行令中左ノ通改正ス

第百六條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前三項ニ於テ被保險者ヲ使用スル事業主トアルハ事業主カ國又ハ公共團體ナル場合ニ於テハ關係官吏又ハ公吏、其ノ他ノ法人ナル場合ニ於テハ業務ヲ執行スル社員若ハ役員又ハ支配人トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

健康保險ノ被保險者タラサル臨時使用人ノ件（大正十五年十月十九日內務省第四十七號）

健康保險法施行令第九條第四號ノ規定ニ依リ臨時ニ使用セラルル者ノ中被保險者タラサルモノヲ指定スルコト左ノ如

シ

一　季節的業務ニ使用セラルル者但シ繼續シテ百二十日以上使用セラルヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

官吏及待遇官吏ハ健康保險ノ被保險者タラサルノ件（大正十五年十月十九日内務省令第四十八號）

政府ノ事業ニ使用セラルル官吏及待遇官吏ハ健康保險ノ被保險者タラサルモノトス

健康保險組合臺帳閲覽ノ件（大正十五年十月十九日内務省令第四十九號）

健康保險署ニハ其ノ管轄區域内ニ事務所ヲ有スル健康保險組合ニ付左ニ揭クル事項ヲ記載シタル健康保險組合臺帳ヲ備フ

一　組合ノ名稱

二　事務所ノ所在地

三　組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地

四　設立認可ノ年月日

五　理事長ノ氏名、住所及就職年月日

前項ノ健康保險組合臺帳ハ何人ト雖利害關係アル場合ニ於テハ其ノ閲覽ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ閲覽ヲ求ムル者アルトキハ健康保險署長ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

健康保險組合ニ對シ交付スル國庫負擔金ノ概算拂ニ關スル件（昭和二年二月十六日内務省令第九號）

第一條　健康保險組合國庫負擔金ノ概算拂ヲ受ケムトスルトキハ毎年度四月三十日及九月三十日迄ニ左ノ事項ヲ具シ社會局長官ニ申請スヘシ

一　當該年度ニ於ケル保險給付ニ要スル費用ノ豫算額

二　第三條第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者ノ員數ノ平均數及其ノ計算ノ基礎ト爲リタル各月末ニ於ケル被保險者ノ員數

三　概算拂ヲ受ケムトスル額

第二條　概算拂ハ毎年度二回之ヲ爲ス

第三條　毎回ノ概算拂額ハ當該年度ニ於ケル當該健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ豫算額ノ百分ノ四以内トシ八十錢ニ被保險者ノ員數ヲ乘シテ得タル額ヲ超エサルモノトス

前項ノ被保險者ノ員數ノ計算ニ關シテハ第一回ノ概算拂ニ在リテハ前年十一月ヨリ其ノ年三月ニ至ル各月末ニ於ケル被保險者ノ員數ノ平均數、第二回ノ概算拂ニ在リテハ其ノ年四月ヨリ八月ニ至ル各月末ニ於ケル被保險者ノ員數ノ平均數ニ依ル但シ特別ノ事情アル健康保險組合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四條　概算拂ヲ受ケタル健康保險組合ハ當該年度支拂閉鎖期日後三日以内ニ左ノ事項ヲ社會局長官ニ報告スヘシ

一　當該年度ニ於テ健康保險法施行令第九十一條ノ國庫負擔金算定ノ基礎タル保險給付ニ要シタル費用ノ決算額及其ノ内譯

二　當該年度ノ各月末ニ於ケル被保險者ノ員數

三　概算拂ヲ受ケタル額

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年度ニ於ケル概算拂ハ之ヲ一回トス其ノ額ハ同年度ニ於ケル保險給付ニ要スル費用ノ豫算額ノ百分ノ八以内トシ四十錢ニ被保險者ノ員數ヲ乘シテ得タル額ヲ超エサルモノトス

昭和元

前項ノ被保險者ノ員數ハ概算拂申請ノ日前五日目ノ現在ニ依ル

口頭審問ノ爲健康保險審査會ニ出頭シタル者ニ對スル旅費支給ノ件

（昭和二年四月四日 内務省令第二十一號）

第一條　健康保險審査會ニ口頭審問ノ爲出頭シタル當事者及之ニ代リテ出頭シタル者ニ對シテハ本令ニ依リ旅費ヲ支給ス

第二條　旅費ハ鐵道賃、船賃、陸路雜費、車馬賃、宿泊料及食卓料ノ六種トシ各其ノ順路ニ依リテ之ヲ支給ス但シ天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ順路ニ依リテ旅行シ難キ場合ハ實際ノ經路ニ依ル

第三條　鐵道旅行ニハ鐵道賃及水路旅行ニハ船賃ノ各其ノ最低賃金ニ相當スル額ヲ支給ス

鐵道五十哩以上水路五十海里以上ノ旅行ニ在リテハ前項ノ額ノ外普通急行料金ヲ支給ス但シ急行料金ヲ徵セサル線路又ハ航路ニ依ル旅行ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第四條　陸路旅行ニハ一里毎ニ陸路雜費十錢ヲ支給ス但シ片道一里未滿ノ陸路旅行ニ付テハ之ヲ支給セス

陸路旅行ノ場合ニ於テ通算上一里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス

第五條　不具、癈疾、傷痍、疾病等ノ爲歩行シ能ハサル旨ノ醫師ノ診斷書ヲ請求書ニ添付スヘシ

但シ通算上一里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス

前項ノ場合ニ於テハ陸路雜費ヲ支給セス

第六條　宿泊料ハ一夜ニ付二圓ヲ支給ス但シ水路旅行ニ付テハ之ヲ支給セス

第七條　食卓料ハ船賃ノ中ニ食費ヲ含マサルトキ又ハ官用ノ船舶ニ依リ旅行スル場合ニ於テ官ヨリ賄ヲ爲ササルトキハ一夜ニ付一圓ヲ支給ス

第八條　車馬賃ヲ請求セムトスルトキハ不具、癈疾、傷痍、疾病等ノ爲歩行シ能ハサル旨ノ醫師ノ診斷書ヲ請求書ニ添付スヘシ

第九條　旅行中死亡シタルトキハ其ノ居住地ニ至ル旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス此ノ場合ニ於テハ陸路旅行ニ付テハ第五條ノ例ニ依ル

第十條　內國旅費規則第五條及第七條ノ規定ハ本令ニ依ル旅費ノ支給ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參　照〕

明治四十三年六月十八日勅令第二百七十四號內國旅費規則抄錄

第五條　旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ出張地ニ於ケル滯在日數及途中已ムヲ得サル事由ノ爲要シタル日數ヲ除クノ外鐵道旅行ハ二百哩、水路旅行ハ百海里、陸路旅行ハ十二里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ス但シ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス

第七條　官用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ鐵道賃、船賃、車馬賃ヲ支給セス

社會局保險部大阪出張所分掌區域（大正十五年四月二十二日 內務省告示第五十九號）

社會局官制第十五條ニ依リ社會局保險部大阪出張所ヲ置キ其ノ分掌區域ヲ左ノ通定ム

京都府　大阪府　兵庫縣　長崎縣　奈良縣　三重縣

滋賀縣　福井縣　石川縣　富山縣　鳥取縣　島根縣
岡山縣　廣島縣　山口縣　和歌山縣　德島縣　香川縣
愛媛縣　高知縣　福岡縣　大分縣　佐賀縣　熊本縣
宮崎縣　鹿兒島縣　沖繩縣

公共團體ノ收入及支拂ニ關シ國庫出納金端數計算法準用ノ件（大正五年八月二十三日勅令第二百九號）

改正　大正九年勅令第四百三十六號、大正十一年勅令第五十五號、大正十三年勅令第三百一號、昭和二年勅令第三十四號

第一條　國庫出納金端數計算法第六條ノ規定ニ依リ公共團體ヲ指定スルコト左ノ如シ

市制第六條ノ市ノ區
水利組合
北海道土功組合
健康保險組合
朝鮮ノ道地方費、府、府郡島學校費、學校組合、面及水利組合
臺灣ノ州、廳地方費、市街庄及水利組合
樺太ノ町村

第二條　國庫出納金端數計算法第六條ノ公共團體ノ收入及仕拂中左ニ揭クル種目ニハ同法ヲ準用セス

一　法令ニ依リ當然公共團體ニ歸屬スル收入金
二　貨幣交換差金
三　外國貨幣ヲ基礎トスル收入金及仕拂金
四　缺損補塡金

附　則

本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（大正十一年三月勅令第五十五號）

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和二年三月勅令第三十四號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國庫出納金端數計算法（大正五年一月二十九日法律第二號）

第一條　國庫ノ收入金又ハ仕拂金ニシテ一錢未滿ノ端數アルトキハ之ヲ一錢トス

第二條　國稅ノ課稅標準額ノ算定ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

命令ヲ以テ指定スル國稅ノ課稅標準額ニシテ一圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ總額ニ付第一條ノ規定ヲ準用ス

第三條　分割シテ收入シ又ハ仕拂フ金額ニ在リテハ其ノ總額一錢未滿ナルトキ又ハ之ニ一錢未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ分割金額又ハ端數ハ最初ノ收入金又ハ仕拂金ニ之ヲ合算ス但シ地租ノ分納額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四條　分割シテ收入又ハ仕拂ヲ爲ス場合ニ於テ分割金額一錢未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ其全額一錢未滿ナルトキ

第五條　賣藥印紙稅及郵便切手ヲ以テ納ムル郵便料金ニ付テハ本法ヲ適用セス

法律ニ別段ノ定アルモノノ外本法ヲ適用セサルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　本法ハ北海道府縣郡市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル公共團體ノ收入及仕拂ニ關シテ之ヲ準用ス

附　則

第七條　本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八條　明治四十年法律第三十一號ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前納入ノ告知ヲ爲シ又ハ仕拂ノ命令ヲ發シタルモノニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

不許複製

昭和二年八月廿六日印刷
昭和二年八月卅一日發行

定價金壹圓五拾錢

産業福利協會

代表者　蒲生俊文
東京市麹町區元衞町社會局內
電話丸ノ內三〇〇〇
振替口座東京七四四四七

印刷人　西脇嘉市
東京市京橋區北槇町八番地

印刷所　一成社
東京市京橋區北槇町八番地

産業福利協會出版目錄

月刊 勞働時報（社會局發行）	一部 一年	十五錢 一圓八十錢
月刊 健康保險時報（社會局發行）	一部 一年	二十錢 二圓四十錢
月刊 産業福利	一部 一年	十錢 一圓二十錢
健康保險の說明	一部	二十錢
社會保險一夕話	一部	二十錢
工場災害豫防の話	一部	三十錢
改正 工場法規解釋例規	一部	三十錢
災害豫防 勞働衛生 ポスター	一枚 百枚	三錢 三圓
工場鑛山勞働法規	一部	二十錢
大正十三年 工場監督年報	一部	三圓五十錢
職工死傷報告用紙	五十枚綴 一冊	二十五錢
工場災害事故報告用紙	五十枚綴 一冊	二十五錢
勞働關係法規	一部	一圓
改正 工場法規の說明	一部	五錢
工場法規拔萃	一枚 百枚	三錢 三圓
健康保險法	一部	二十錢
工場鑛山に於ける業務上の不具廢疾者の現狀	一部	三十錢
木工機械に對する安全裝置	一部	二十五錢
工場と結核	一部	十五錢
被保險者報酬日額算定基礎屆用紙	百枚綴 一冊	三十五錢
被保險者資格取得屆用紙	百枚綴 一冊	三十五錢
被保險者資格喪失屆用紙	百枚綴 一冊	三十五錢
動力傳導裝置ニ對スル完全設備	定價	三十錢
健康保險講習會速記錄	一部	八十錢
傷病手當金支給請求書	五十枚 一冊	二十五錢
療養費支給申請書	五十枚 一冊	二十五錢
揭示用工場寄宿舍規則	三枚	十錢
工場火災の話	一部	十錢
脚氣病豫防に關する調査	一部	一圓
工業中毒及救急施設	一部	十錢
政治經濟思想史講話	一部	五十五錢

573
105